

第 **2** 期

さくら市

子ども・子育て支援事業計画

【令和2年度～令和6年度】

「子どもの笑顔があふれる未来へ」

～母になるなら、父になるなら、さくら市で～

令和2年3月
さくら市

はじめに

母になるなら
父になるなら さくら市で



本市では15歳未満の人口が多く、全人口に占める比率は13.8%（令和元年10月1日時点）と県内No.1です。このように「県内1子どもが多い」さくら市では、より良い子ども政策がどの自治体よりも求められると受け止めています。

そこで本市では、次代を担う子どもの育ちを応援するため、従来の施策を更に一歩進めて実行しようとする「さくら市進化プラン」において「働き・子育て環境の進化」を掲げ、子ども・子育て支援に力を入れているところであり、教育環境についても「気力・体力・学力No.1 教育の進化」に取り組んでいるところです。

「働き・子育て環境」に関しては、近年「子ども・子育て支援新制度」や「幼児教育・保育の無償化」など国において新たな施策が開始されていますが、現在、女性の社会進出や核家族化の進行、ひとり親家庭の増加など、より子育て支援の充実が求められ、特に幼児教育・保育の需要が高まっている状況にあります。

これまで本市においては、平成27年度を始期とする5年計画「さくら市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て世代包括支援センターの設置や妊産婦医療の充実をはじめとする計画的な各種支援事業を実施してきました。

この度この計画が期間満了となることから、「第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。今後は幼児教育・保育の提供体制や放課後児童健全育成、子ども家庭総合支援拠点の設置など、この計画に盛り込まれたあらゆる施策を具現化すべく、市民の皆様のご協力を得ながら、「子どもの笑顔があふれる未来」を実現すべく、「母になるなら、父になるなら、さくら市で」を合言葉に、子育ての場として選ばれるさくら市を目指し、更なる子ども・子育て支援を推進してまいります。

終わりに、「子育て支援についてのアンケート調査」にご協力をいただいた保護者の皆様をはじめ、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました「さくら市子ども・子育て会議」の委員の皆様方、関係機関、市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

さくら市長 花塚 隆志

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景.....	2
第2節 計画の法的根拠.....	3
第3節 計画の期間.....	4
第4節 計画の策定体制.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題.....	6
第1節 さくら市の概況.....	6
第2節 教育・保育に関する状況.....	15
第3節 子育て支援についてのアンケート結果の概要.....	20
第4節 策定にあたっての課題.....	29
第3章 計画の基本理念及び施策の展開.....	32
第1節 子ども・子育ての基本理念.....	32
第2節 基本目標.....	33
第3節 施策の体系.....	35
第4節 教育・保育事業.....	36
第4章 基本施策の展開.....	38
第1節 地域における子育て・子育ての支援.....	38
第2節 援護を必要とする子育て家庭への支援.....	55
第3節 母子保健対策の充実.....	59
第4節 職業生活と家庭生活との両立推進.....	64
第5節 教育環境の整備.....	65
第6節 子育てしやすい生活環境の整備.....	67
第5章 推進体制.....	70
第1節 計画の推進に向けて.....	70
第2節 計画の評価・検証.....	71

資料編	74
1 さくら市子ども・子育て会議条例・委員名簿	74
2 第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会設置規程・委員名簿	77
3 策定経過	80
4 該当事業一覧	81
5 用語解説	89
6 子育て関連施設マップ	93

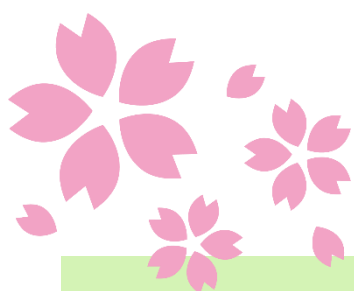
89 ページからの用語解説に記載のある用語は、計画内において*表示をしています。

さくら市進化プラン

「さくら市進化プラン」とは、さくら市が直面する様々な課題を解決し、更に発展するために必要な「進化」を実現するための計画です。

2017年度（平成29年度）から2026年度（令和8年度）までの10年間を計画期間とし、産業、教育、福祉、まちづくりなどの5の政策と、その下位に位置づけられる23の施策で構成しており、政策の3で「母になるならさくら市で！働き・子育て環境の進化」として、子育て世代のための環境の進化を掲げています。

本計画に記載する各事業において、この「さくら市進化プラン」と関連する事業については〈進化プラン〉の標記をしています。



第1章 計画策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

わが国の少子化は急速に進行しており、本市の平成31年4月1日現在の総人口は44,118人、そのうち0～14歳人口は6,270人で、平成27年の0～14歳人口(6,520人)と比べると250人の減少となっています。少子化が進行している理由として、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族*化の進行、地域とのつながりの希薄化を背景に、子育てに対して不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法*」に基づき、総合的な取組を進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築するため、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、「子ども・子育て支援新制度」では「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、(1)質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2)保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3)地域の子ども・子育て支援の充実に取組むこととなっています。

平成29年には、「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定し、「全世代型の社会保障」の一環として、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化*が開始され、子育て世代の費用負担に係る大きな変化となっています。この変化に伴い、少子化対策に限らず、女性の社会進出の促進や、教育・保育事業へのニーズの増大なども予測されることから、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要となります。

本市では、平成27年3月に策定した「第1期さくら市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量ともに充実を図り、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進してきましたが、計画の期間が令和元年度に終了することから、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに、令和2年度から令和6年度の5か年を計画期間とする「第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

第2節 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法*第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして策定したものです。また、母子の健康づくりに関する項目を、母子保健計画として位置づけます。

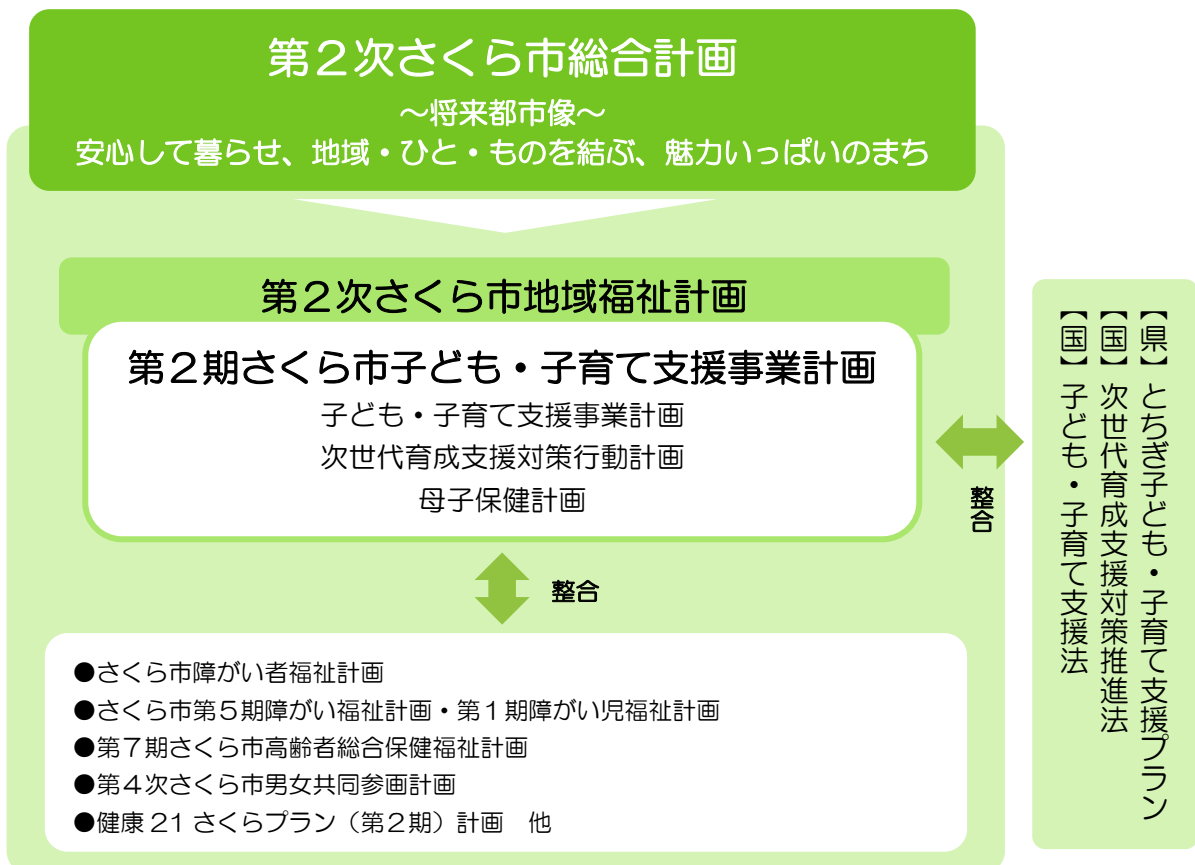
■子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づく、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上などを総合的に推進していく新しい仕組みです。

そのため、子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て家庭の状況や事業等の利用状況・利用希望を把握し、計画的な事業や施設などの実施、整備を図るためのものです。

本計画は、本市の最上位計画である「第2次さくら市総合計画」をはじめ、子ども・子育て施策に係る本市の各分野の計画・条例と連携・整合を図っていきます。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、社会、経済情勢の変化や本市の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、本市においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期さくら市 子ども・子育て支援事業計画					第2期さくら市 子ども・子育て支援事業計画				
				見直し	必要により適宜見直し				見直し

第4節 計画の策定体制

1. 子ども・子育て会議*

法の規定及び国の方針に基づく手続きを行うとともに、地域の特性に応じた計画を策定するために、子ども・子育て支援法第77条に基づく機関で、関係機関、関係団体、学識経験者などで構成する「さくら市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

2. 庁内検討委員会

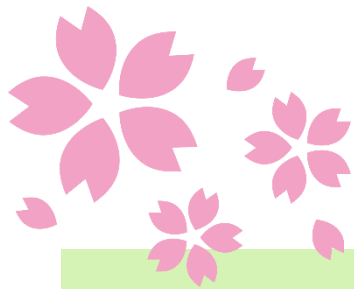
子ども・子育てに関わる課を主管課とし、庁内関係部局の各担当で構成する「さくら市庁内検討委員会」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

3. 子育て支援についてのアンケート調査

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設・サービスについて、保護者の利用希望を把握するほか、より幅広いニーズを把握するため、就学前児童保護者・小学生児童保護者を対象に調査を実施した結果を計画に反映しました。

4. パブリックコメントによる意見公募

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和2年2月12日から3月11日までの期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

第1節 さくら市の概況

1. 地理的状況

さくら市は、県都宇都宮市に隣接し、首都東京都から直線距離 120km にあり、東北縦貫自動車道、国道 4 号、国道 293 号、JR 東北線等が通り、東京から車でおよそ 150 分、新幹線等でおよそ 70 分で連絡しているなど、交通の要所となっています。

さくら市の南西部は、鬼怒川沿いのほぼ平坦な水田地帯にあり、北東部は、関東平野と那須野ヶ原台地との間の数条の丘陵と水田地帯からなり、清流と緑の自然に恵まれた地域です。また、丘陵の緑、清流等の豊かな自然、城下町や宿場町としての歴史、ゴルフ場等の豊富な観光資源を有し、首都圏からの手軽な観光地として位置しています。

2. 人口

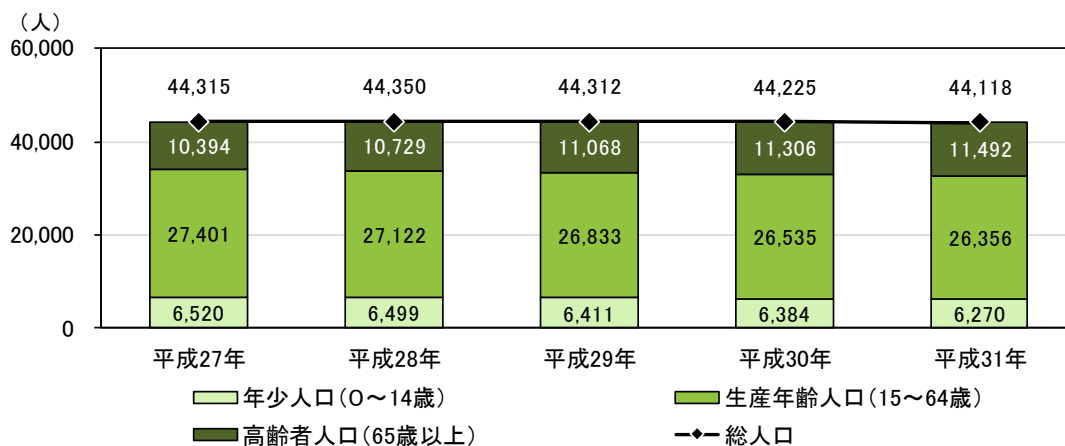
(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成 28 年以降減少傾向で推移し、平成 31 年で 44,118 人と、平成 27 年の 44,315 人と比べて 197 人の減少となっています。

年齢 3 区分別人口の推移をみると、高齢者人口（65 歳以上）は増加傾向で推移している一方で、生産年齢人口（15～64 歳）及び年少人口（0～14 歳）は減少傾向で推移しています。平成 31 年の年少人口は 6,270 人と、平成 27 年の 6,520 人と比べて 250 人の減少となっています。

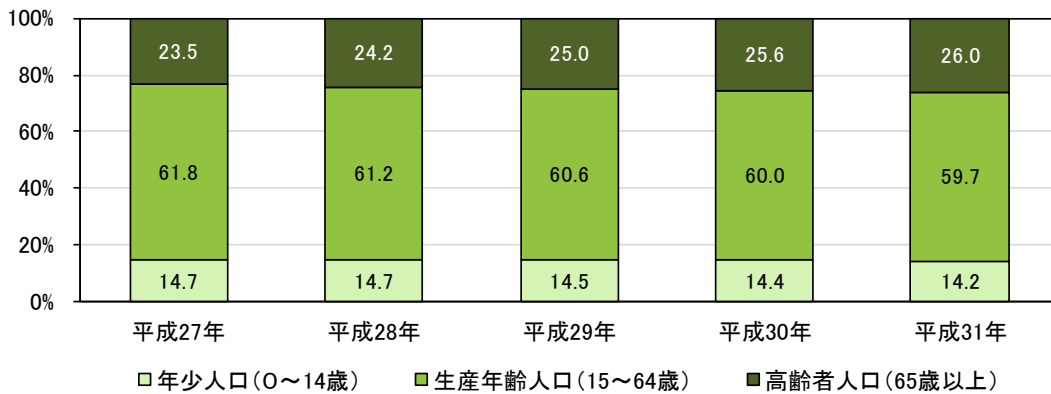
年齢 3 区分別人口の割合をみると、平成 31 年で年少人口が 14.2%、生産年齢人口が 59.7%、高齢者人口が 26.0%となっています。

【人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

【年齢3区分人口構成比】

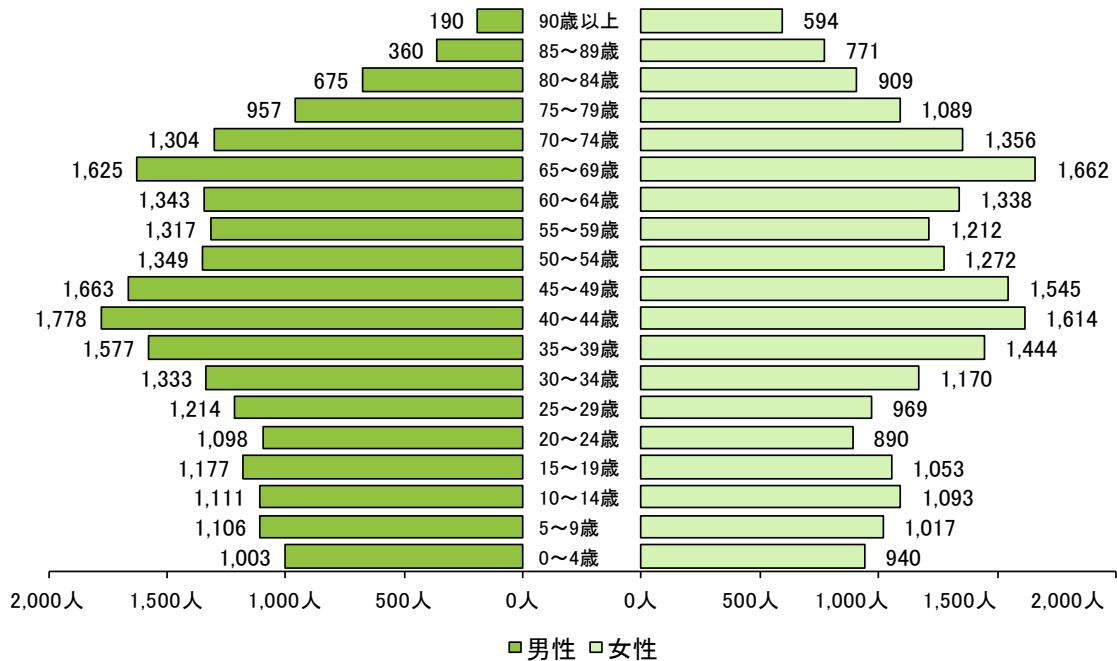


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 平成31年4月1日現在の人口構成

平成31年の人口ピラミッドは、35歳から49歳までの世代と、65~69歳が特に多くなっています。

【平成31年 人口ピラミッド】



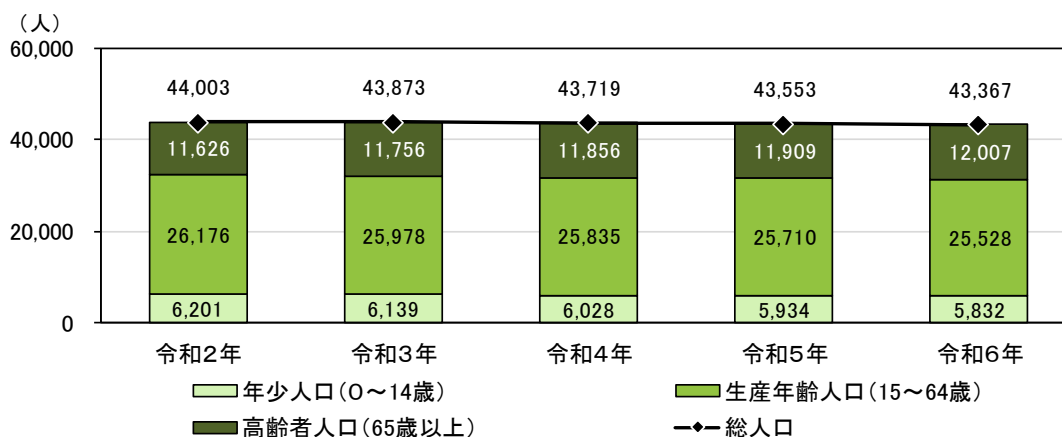
資料：住民基本台帳（平成31年4月1日現在）

(3) 人口推計

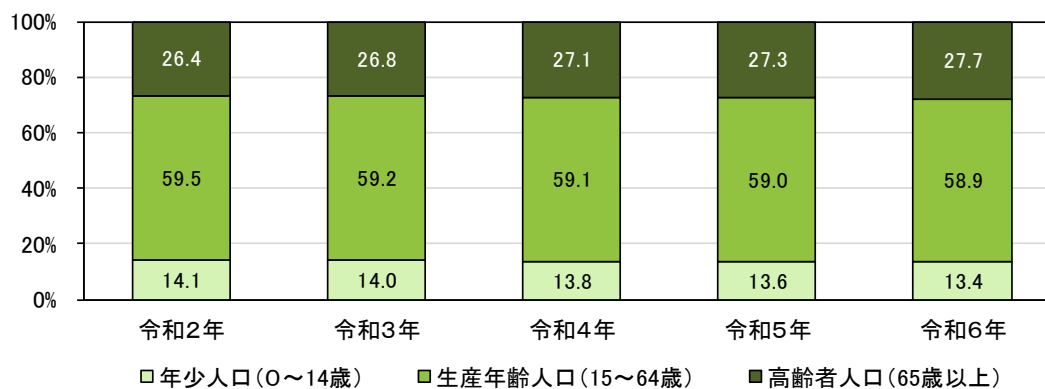
本市の人口推計を見ると、令和6年には、総人口が43,367人で、年少人口（0～14歳）が5,832人で6千人を切ることが予測されます。

年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口及び生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加を続け、令和6年には高齢化率は27.7%と予測されます。

【人口の推計】



【年齢3区分人口構成比の推計】

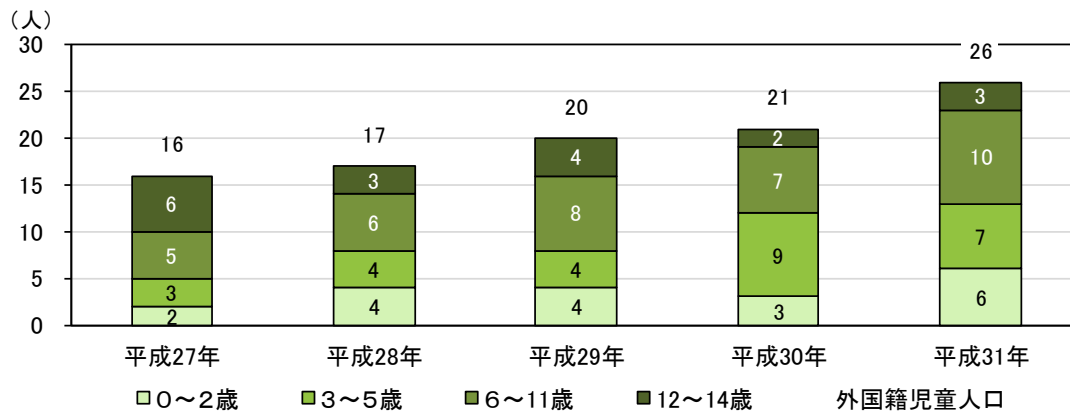


資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

(4) 外国籍児童人口の推移

本市の外国籍児童人口は、平成31年で26人と、平成27年の16人に対し、10人の増加となっています。

【外国籍児童人口の推移】

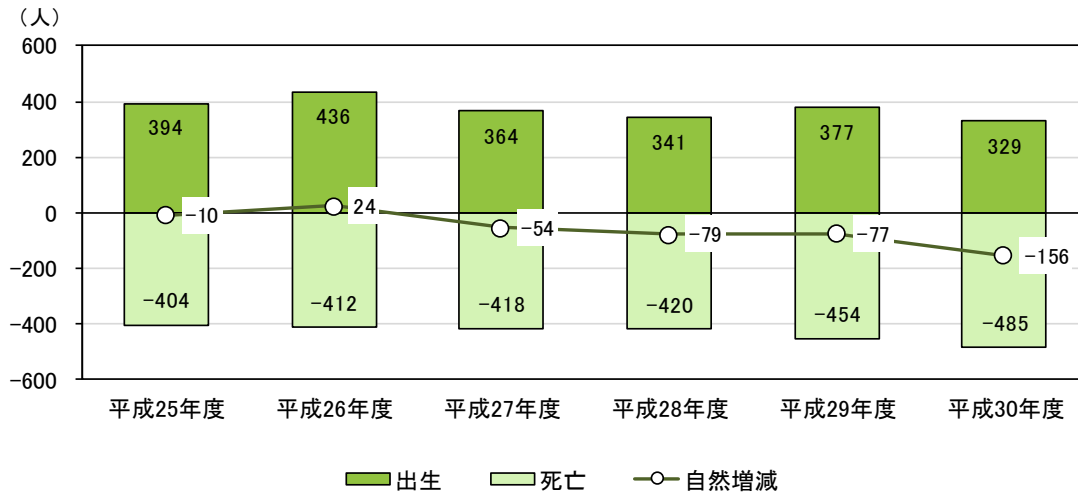


3. 人口動態の推移

(1) 自然動態の推移

自然動態(出生・死亡による人口動態)は、平成27年度以降マイナスで推移しており、平成30年度は156人のマイナスとなっています。

【出生数及び死亡数の推移】

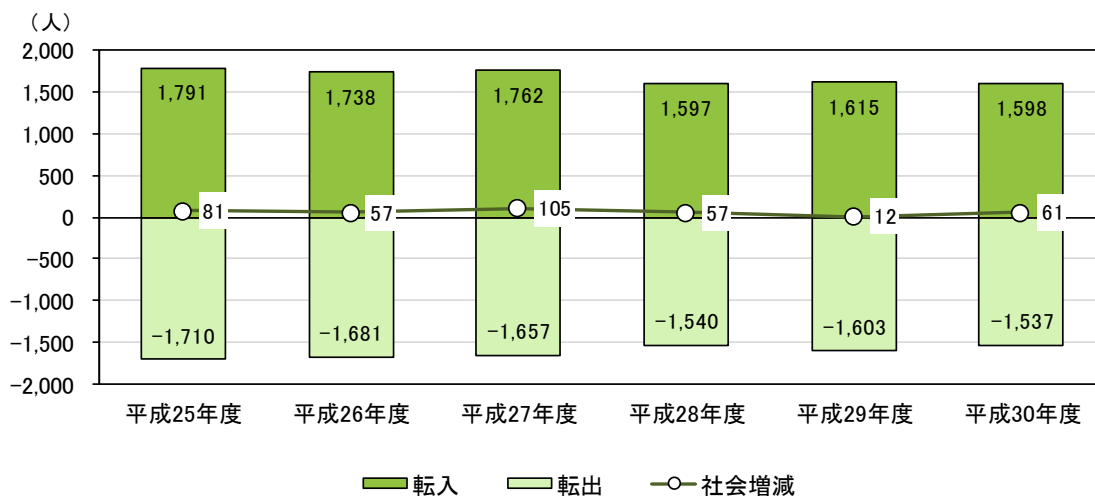


資料：住民基本台帳

(2) 社会動態の推移

社会動態(転入・転出による人口動態)は、プラスで推移しており、平成30年度は61人のプラスとなっています。

【転入者数及び転出者数の推移】

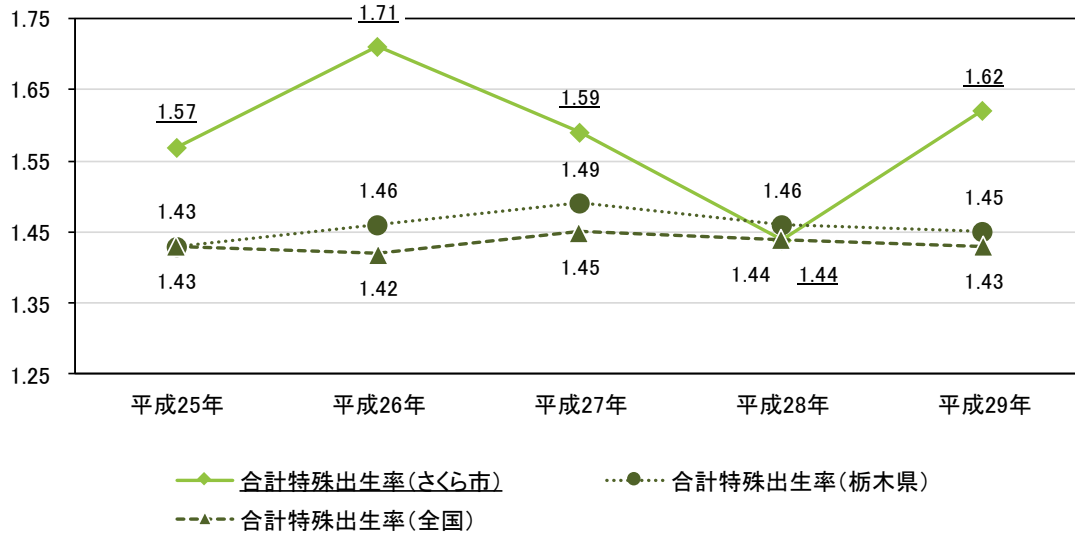


資料：住民基本台帳

(3) 合計特殊出生率*の推移

本市の合計特殊出生率は、平成 28 年を除いて国や栃木県の平均を上回って推移しており、平成 29 年には 1.62 となっています。

【合計特殊出生率の推移】



資料：栃木県保健統計年報

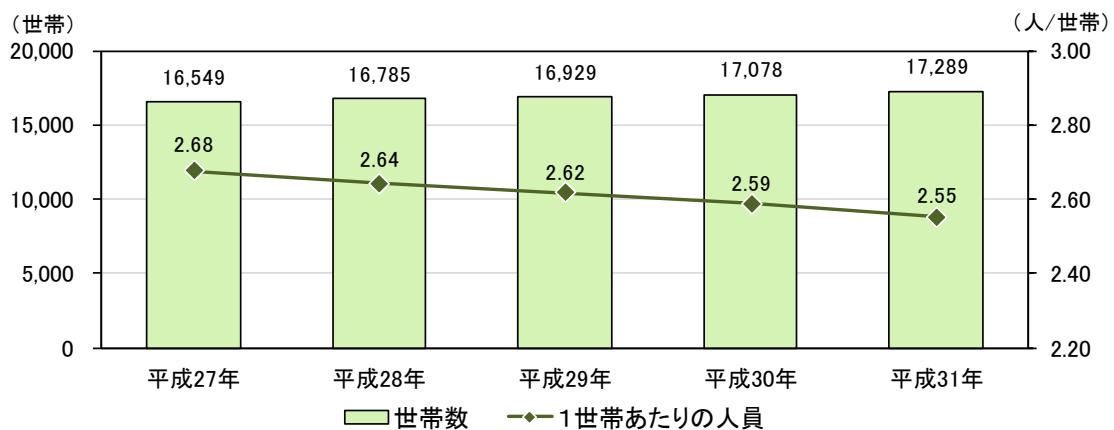
4. 家族の状況

(1) 世帯の推移

本市の世帯数は、増加傾向で推移し、平成 31 年で 17,289 世帯と、平成 27 年の 16,549 世帯と比べて 740 世帯の増加となっています。

1 世帯あたりの人員は、世帯数の増加に伴い減少で推移し、平成 31 年は 2.55 人/世帯となっています。

【世帯数と 1 世帯あたりの人員の推移】



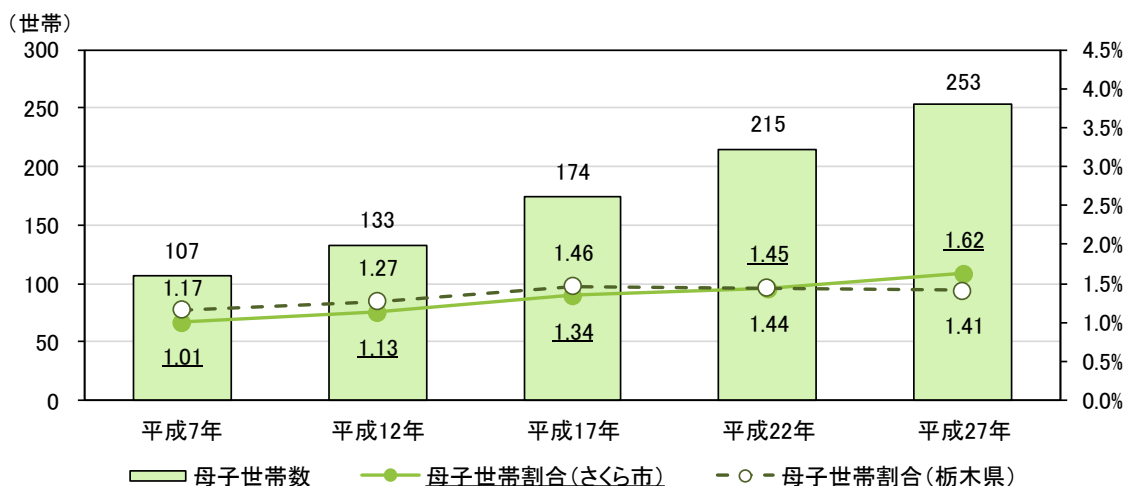
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

(2) 母子・父子世帯数の推移

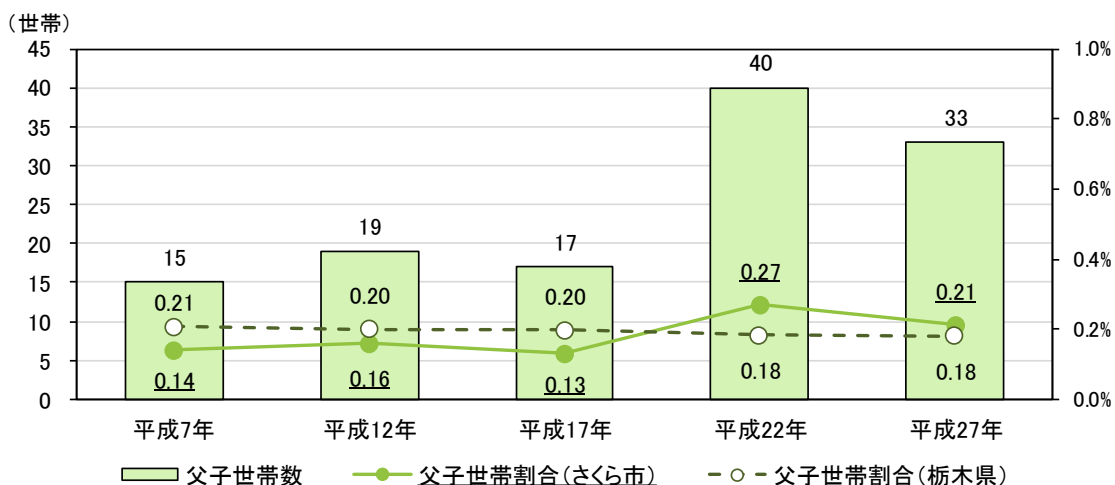
本市の母子世帯数は、平成27年で253世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、平成27年で1.62%となっており、栃木県を上回る割合となっています。

本市の父子世帯数は、平成27年で33世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、平成27年で0.21%となっており、栃木県を上回る割合となっています。

【母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合】



【父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合】

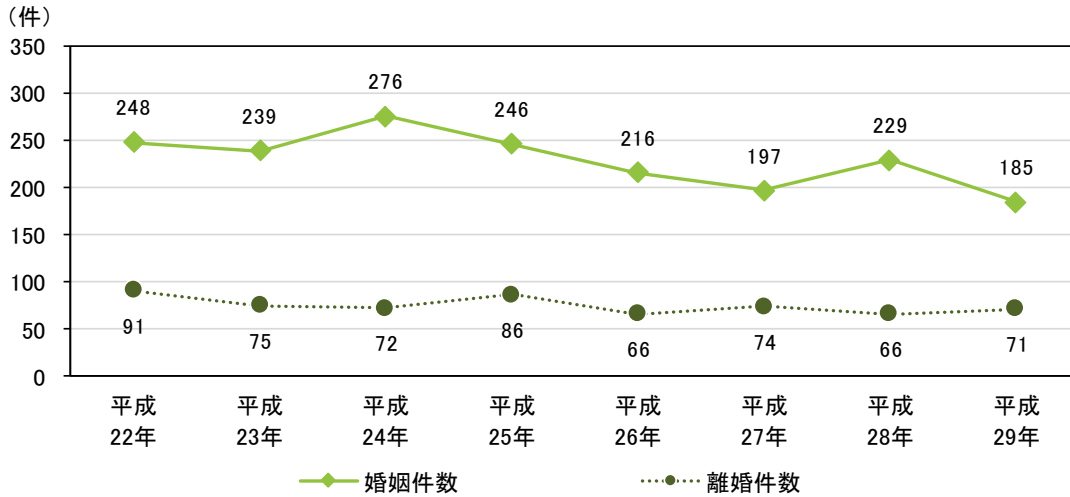


資料：国勢調査

(3) 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、平成29年で185件と平成22年の248件と比べて63件の減少となっています。離婚件数は、おおむね横ばいで推移し、平成29年で71件となっています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】

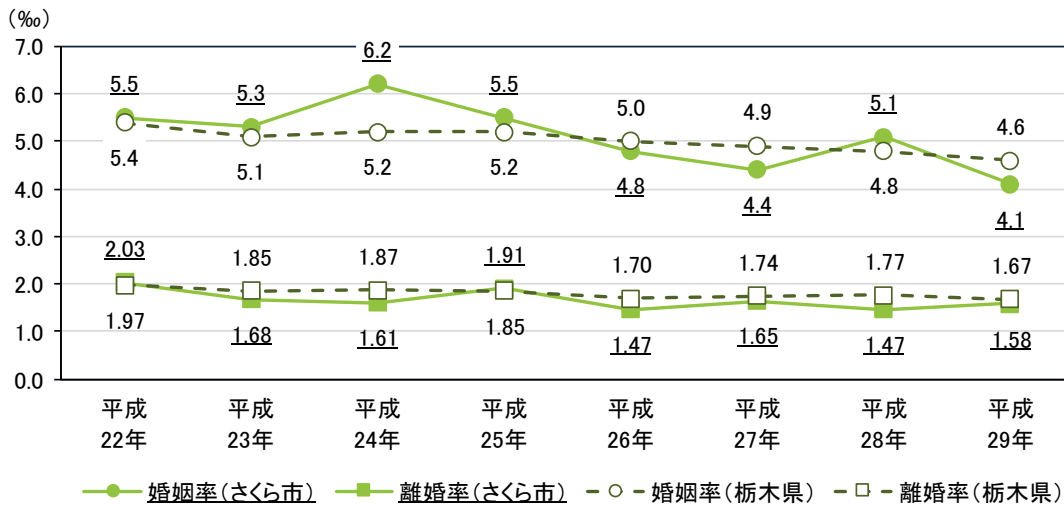


資料：栃木県保健統計年報

(4) 婚姻率・離婚率*の推移

本市の婚姻率は、平成29年で4.1となっており、栃木県を下回る数値となっています。離婚率は、平成22年、25年を除いて栃木県を下回る数値で推移し、平成29年で1.58となっています。

【人口千対の婚姻率・離婚率の推移】



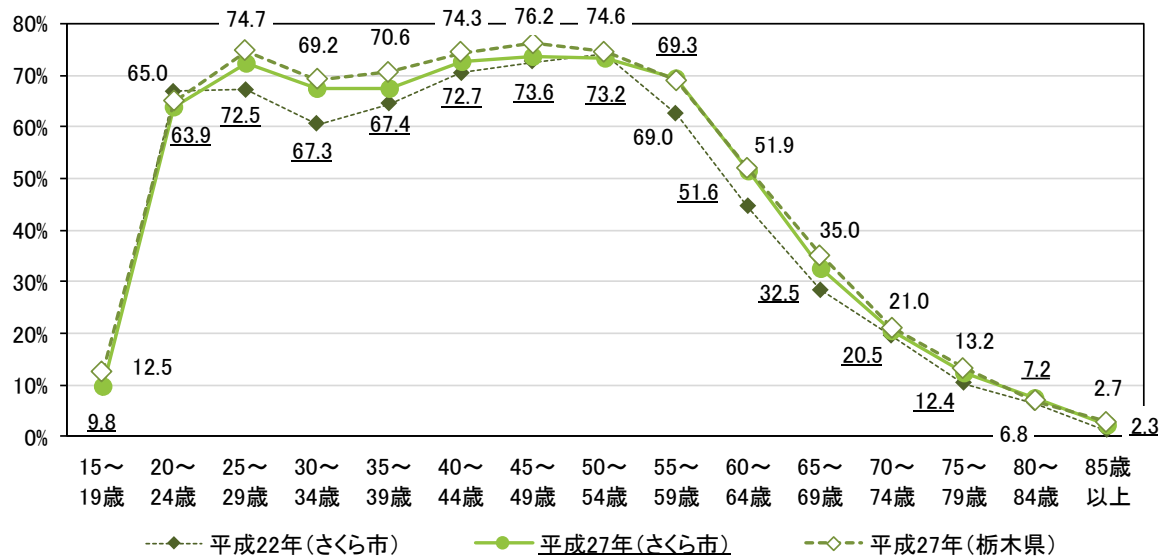
資料：栃木県保健統計年報

5. 就労状況

(1) 女性就業率

本市の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ*」は、平成22年から平成27年にかけて、M字カーブの底が上昇し、改善の傾向がみられるものの、依然として30歳代では出産・子育てにより就労を中断している状況がみられます。平成27年の30歳代の女性就業率は、栃木県を若干下回る割合となっています。

【女性就業率の推移】



資料：国勢調査（数値は平成27年のさくら市と栃木県のみ表示）

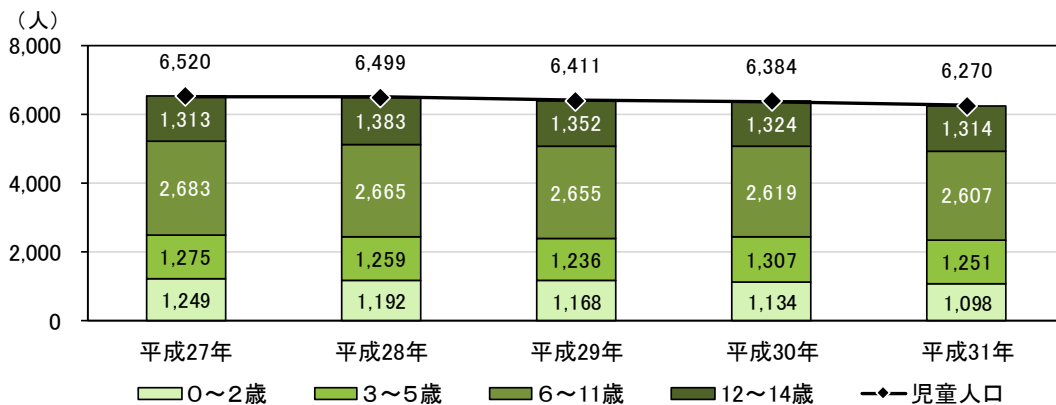
第2節 教育・保育に関する状況

1. 0～14歳人口

(1) 0～14歳人口の推移

0～14歳人口は、減少傾向で推移し、平成31年で6,270人と、平成27年の6,520人と比べて250人の減少となっています。年齢階級別に平成27年と平成31年の人口比べると、12～14歳のみ同程度となっており、その他の年齢階級では減少となっています。

【0～14歳人口の推移】

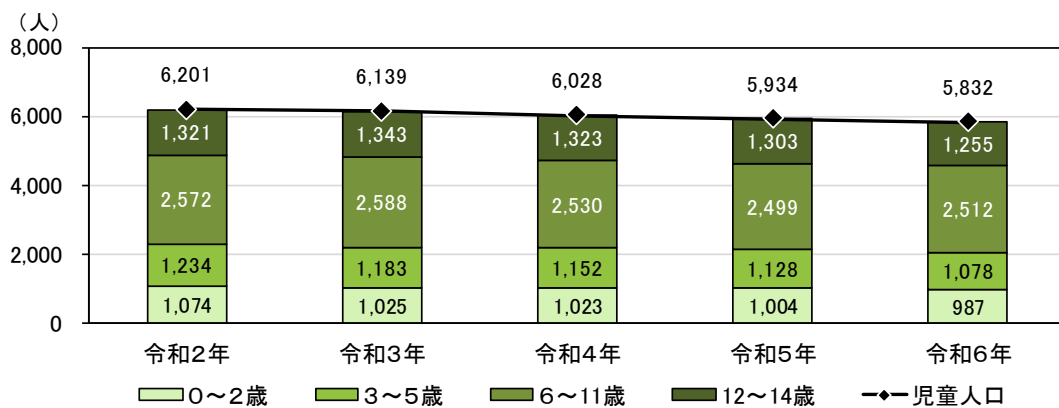


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 0～14歳人口の推計

本市の0～14歳人口の推計を見ると、令和6年には、0～14歳人口が5,832人で、平成31年と比べて、0～2歳が111人、3～5歳が173人、6～11歳が95人、12～14歳が59人の減少となっています。

【0～14歳人口の推計】



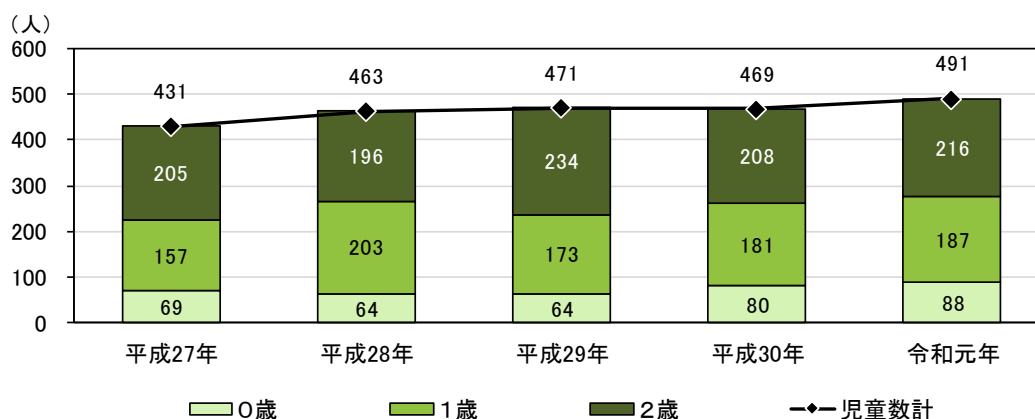
資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

2. 就学前児童の状況

(1) 0～2歳の保育所及び認定こども園*（保育）入所児童数

0～2歳の保育所及び認定こども園（保育）入所児童数は、増加傾向で推移し、令和元年で491人と、平成27年の431人と比べて60人の増加となっています。特に、0歳、1歳の人数が増加しています。

【0～2歳の保育所及び認定こども園（保育）入所児童数の推移】

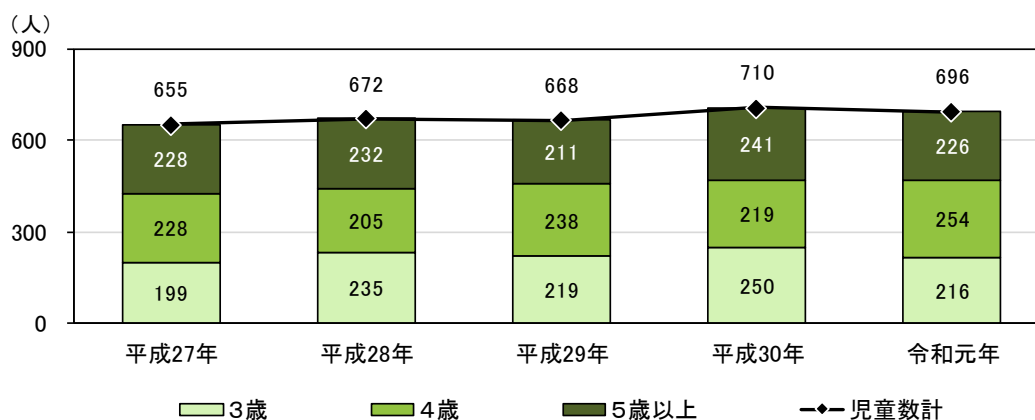


資料：さくら市（各年5月1日現在）

(2) 3歳以上の保育所及び認定こども園（保育）入所児童数

3歳以上の保育所及び認定こども園（保育）入所児童数は、増加傾向で推移し、令和元年で696人と、平成27年の655人と比べて41人の増加となっています。なお、平成30年が710人と最も多くなっています。

【3歳以上の保育所及び認定こども園（保育）入所児童数の推移】

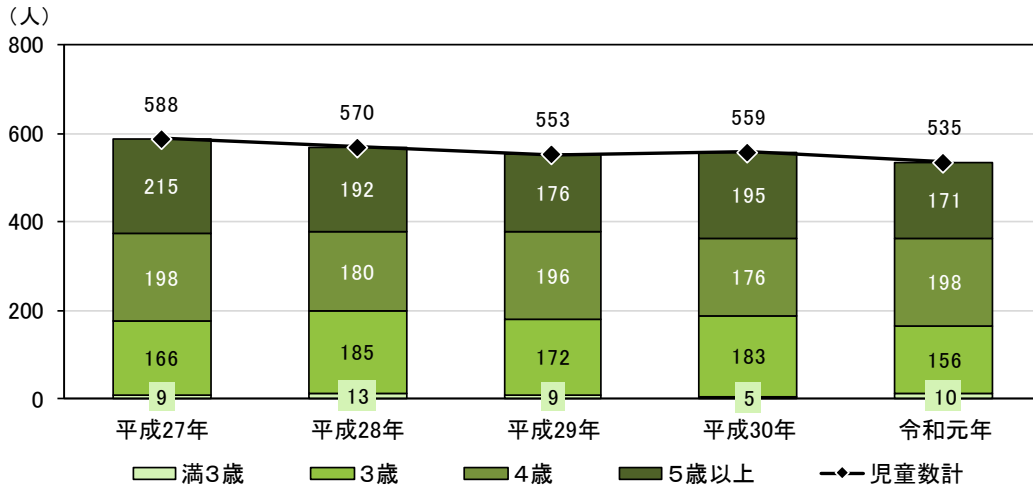


資料：さくら市（各年5月1日現在）

(3) 幼稚園及び認定こども園*（教育）在園児童数

幼稚園及び認定こども園（教育）在園児童数は、減少傾向で推移し、令和元年で535人と、平成27年の588人と比べて53人の減少となっています。

【幼稚園及び認定こども園（教育）在園児童数の推移】



資料：さくら市（各年5月1日現在）

【令和元年5月1日現在の各園の状況】

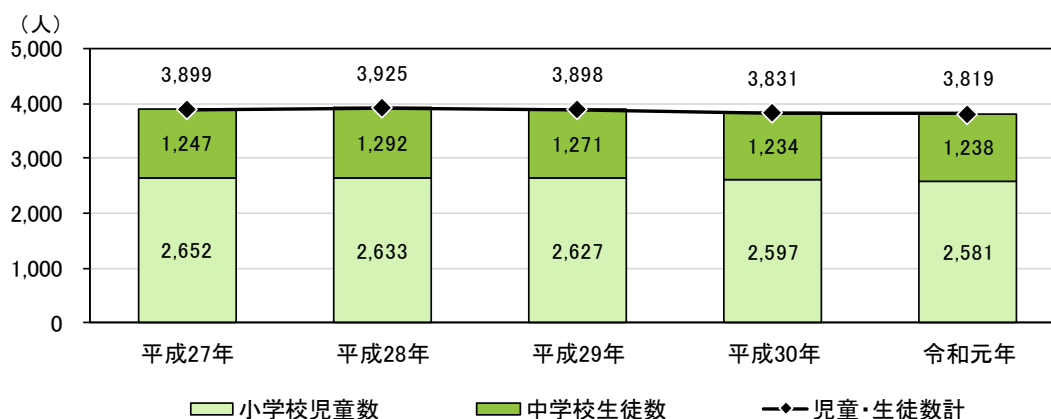
区分	園	人数
幼稚園	氏家	309
	他市町	140
公立保育所	あおぞら	213
	たいよう	133
	わくわく	112
	他市町	2
	私立保育所	ふれあい
	氏家さくら	49
	第二氏家さくら	124
	アップル	100
	氏家	113
	他市町	54
認定こども園	きつれ川	139
	他市町	34
地域型保育*事業	ちびっこランドさくら園	11
	つくし保育園	18
	ゆうゆうランドさくら園	12
	他市町	4
合計		1,708

3. 就学児童の状況

(1) 児童・生徒数

児童・生徒数は若干減少傾向で推移しており、令和元年で 3,819 人となっています。

【児童・生徒数の推移】



資料：さくら市（各年5月1日現在）

【学年別児童・生徒数の推移】

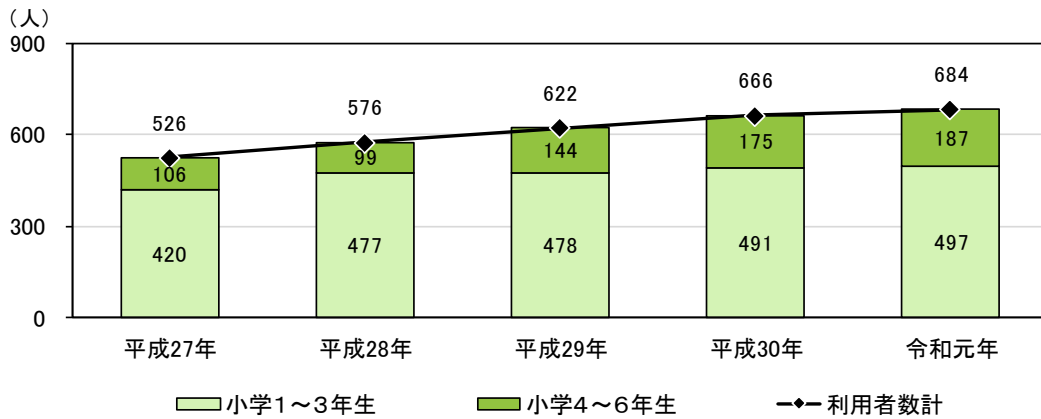
小学	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	特別支援学級	合計
平成27年	437	439	442	404	415	458	57	2,652
平成28年	438	429	446	442	402	420	56	2,633
平成29年	419	438	427	439	444	405	55	2,627
平成30年	385	412	429	427	433	442	69	2,597
令和元年	431	387	411	427	427	432	66	2,581

中学	1年生	2年生	3年生	特別支援学級	合計
平成27年	415	417	386	29	1,247
平成28年	426	414	426	26	1,292
平成29年	400	423	420	28	1,271
平成30年	382	397	424	31	1,234
令和元年	422	384	399	33	1,238

(2) 放課後児童クラブの利用人数

放課後児童クラブの利用人数は、増加傾向で推移し、令和元年で684人となっています。

【放課後児童クラブの利用人数】



資料：さくら市（各年5月1日現在）

【学年別放課後児童クラブの利用人数】

小学	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
平成27年	161	168	91	58	39	9	526
平成28年	177	158	142	47	38	14	576
平成29年	180	162	136	101	19	24	622
平成30年	179	166	146	102	61	12	666
令和元年	183	167	147	99	55	33	684

第3節 子育て支援についてのアンケート結果の概要

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

「第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、市民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

(2) 調査対象者

調査区分	調査対象者数	調査対象
①就学前児童	1,500人	市内在住の就学前の児童から無作為抽出
②小学生児童	1,500人	市内在住の小学校の児童から無作為抽出

(3) 実施概要

- 調査地域：さくら市全域
- 調査形式：アンケート調査
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：平成30年12月13日～平成30年12月28日

(4) 回収結果

調査区分	調査票配布数	回収数	回収率
①就学前児童	1,500人	753件	50.2%
②小学生児童	1,500人	747件	49.8%
合計	3,000人	1,500件	50.0%

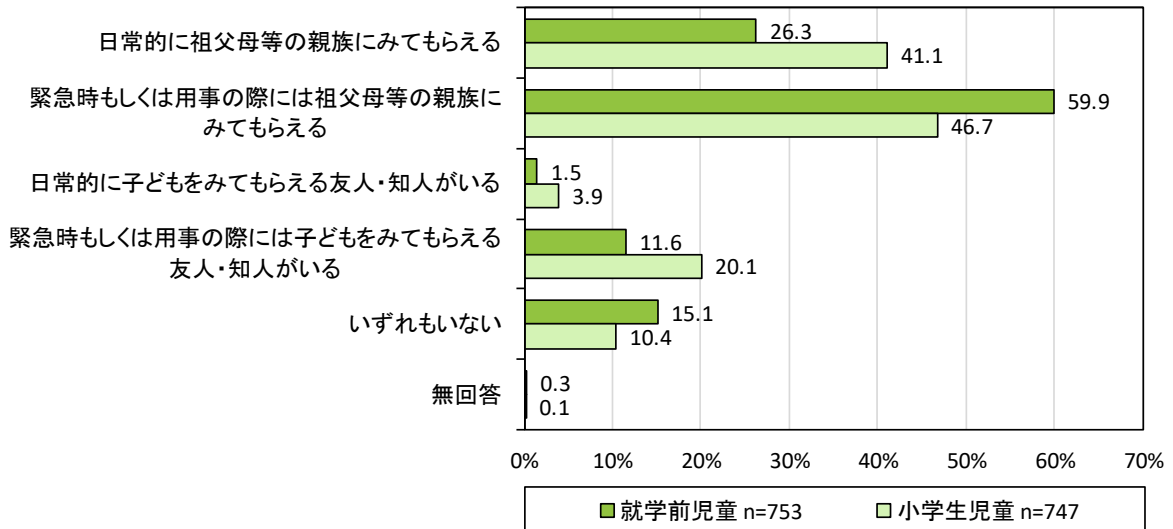
※グラフ中の比率は小数点第2位以下を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。

2. 調査の結果概要

(1) 家族の状況

■子どもをみてもらえる方について

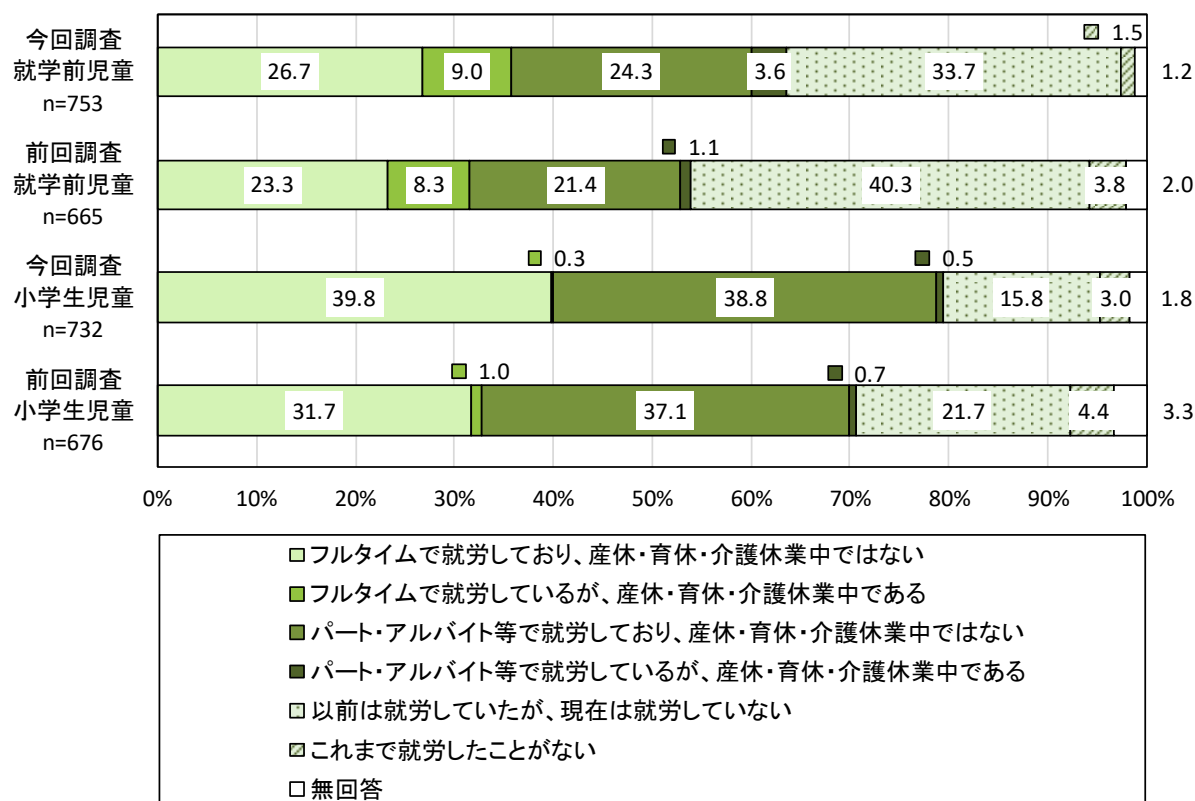
子どもをみてもらえる方は、就学前児童、小学生児童ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多くなっています。一方、「いずれもない」という回答は、就学前児童で15.1%、小学生児童で10.4%となっています。



(2) 就労の状況

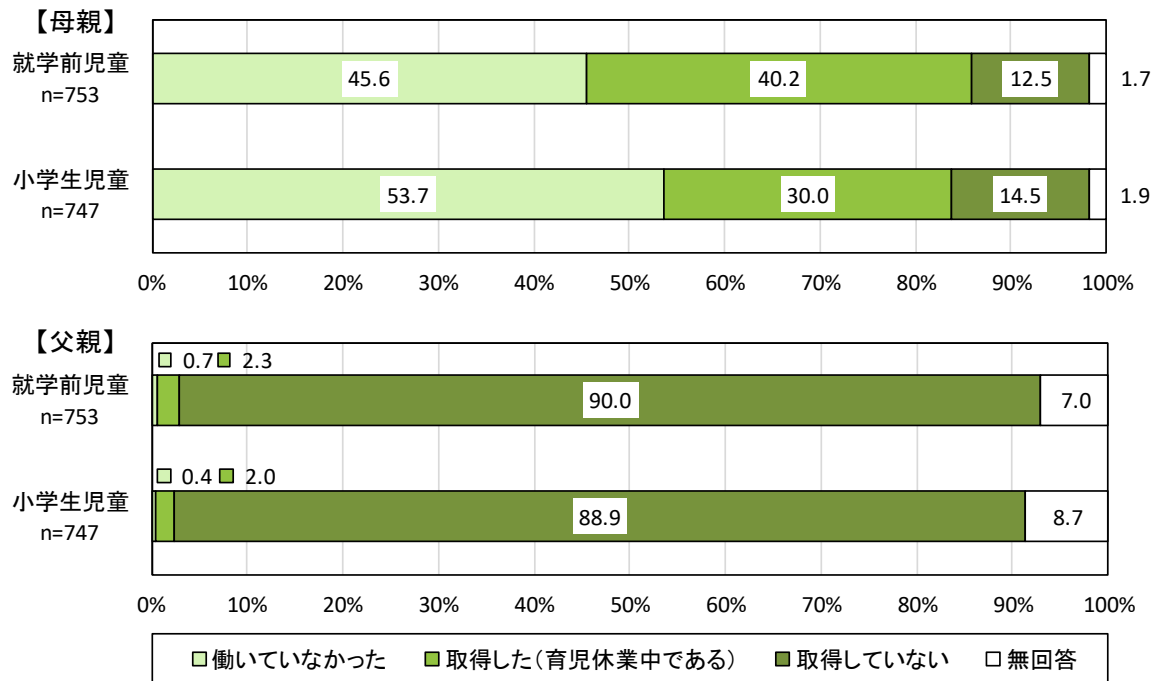
■母親の就労状況について

母親の就労状況について、産休・育休・介護休業中に関わらず、フルタイムやパート・アルバイト等で『就労している』と回答した割合の合計を前回調査と比較すると、就学前児童で9.5ポイント、小学生児童で8.9ポイント上回っており、就学前児童、小学生児童ともに就労している母親が増加している状況がうかがえます。



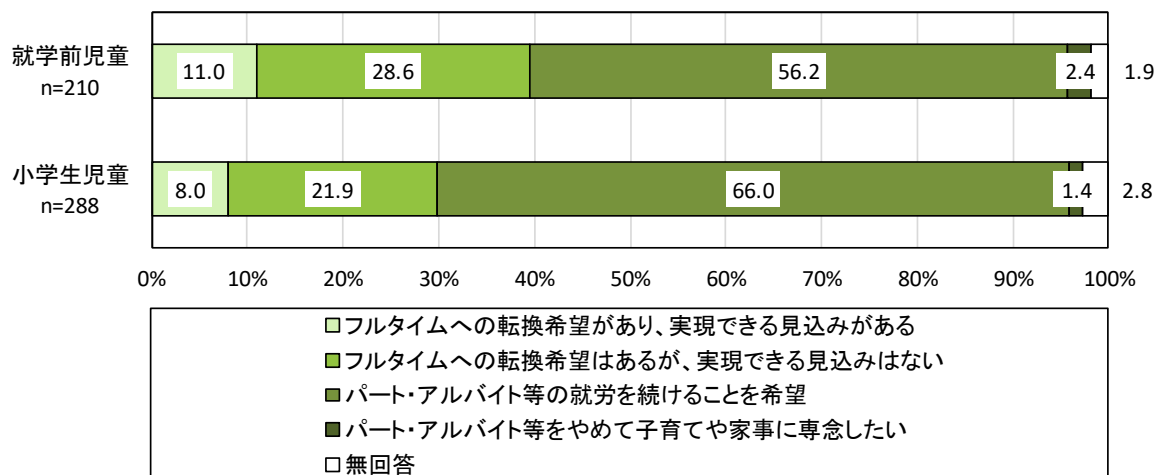
■育児休業の取得状況について

育児休業の取得状況について、「取得した（育児休業中である）」と回答した割合をみると、就学前児童の母親は40.2%、小学生児童の母親は30.0%となっていますが、依然として父親が育児休業を取得する割合は低くなっています。



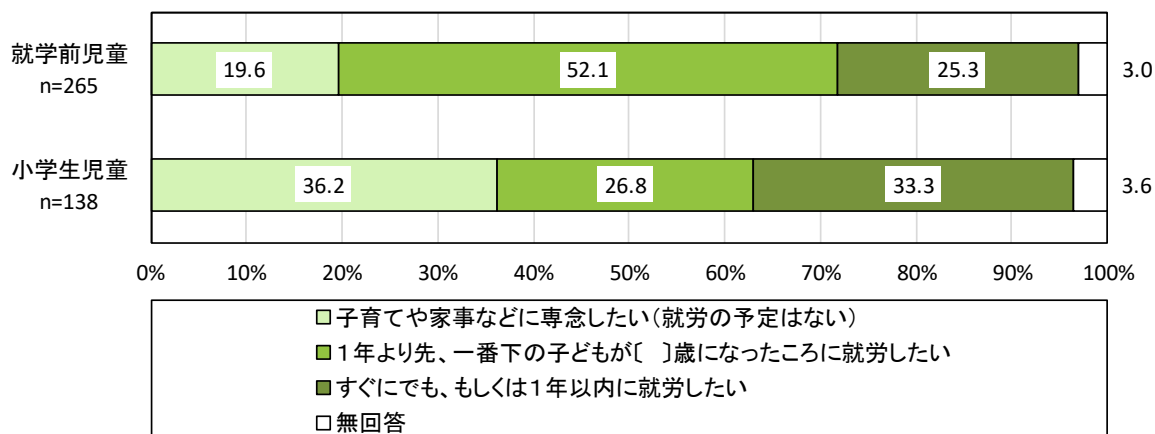
■フルタイムへの転換希望（現在、パート・アルバイト等で働いている母親）について

現在、パート・アルバイト等で働いている母親のフルタイムへの転換希望をみると、就学前児童、小学生児童いずれも「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が半数以上となっています。なお、フルタイムへの転換希望がある方は、就学前児童で約4割、小学生児童で約3割となっています。



■今後の就労希望（現在、就労していない母親）について

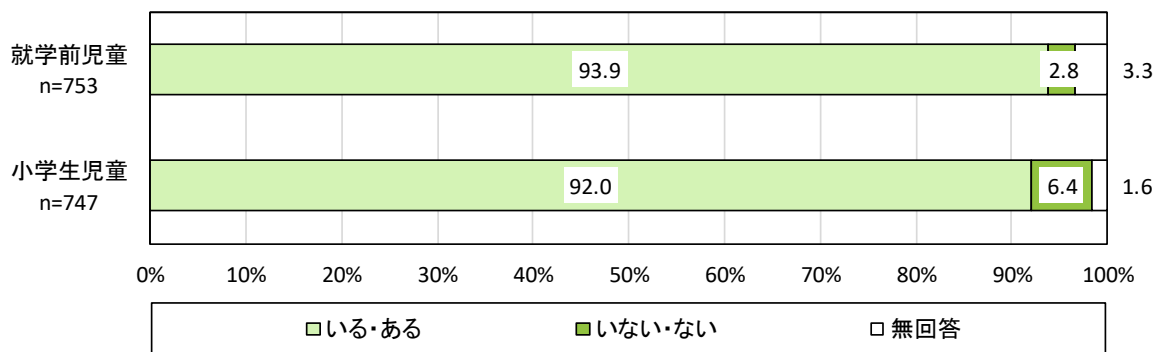
現在、就労していない母親の就労希望については、就学前児童では、就労したい意向を持っている割合が約7割、小学生児童では約6割となっています。



(3) 子育ての状況

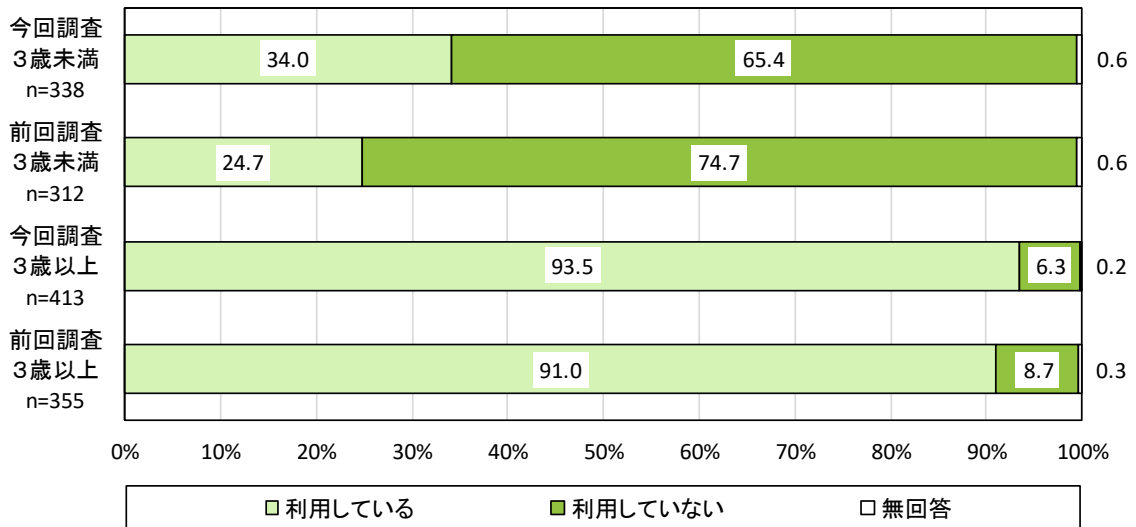
■相談できる人、場所の有無について

相談相手の有無については、「いる・ある」が多くを占める一方で、少数ではあるものの、「いない・ない」という方がおり、小学生児童のほうが3.6ポイント上回っています。



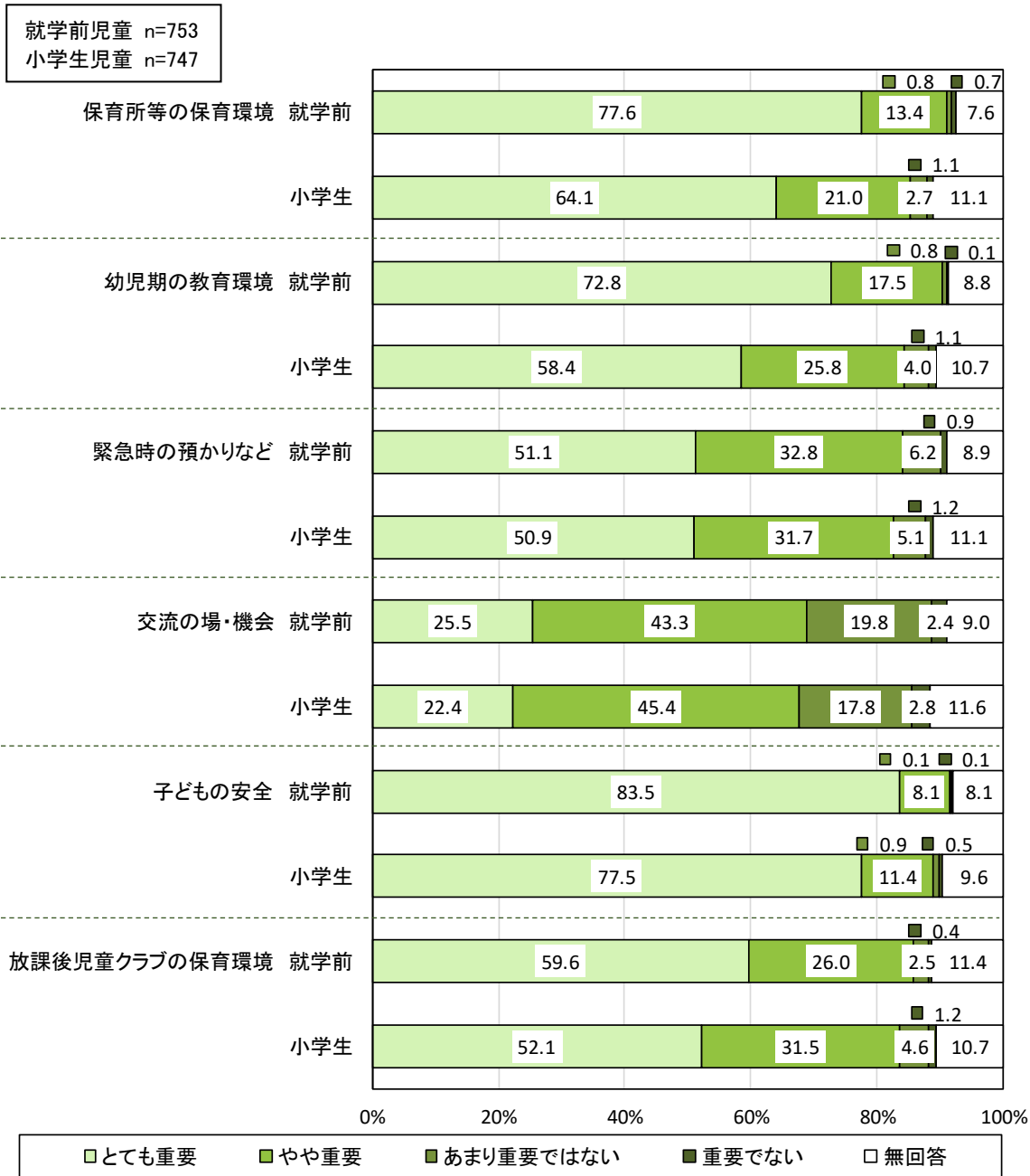
■就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用状況について

就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」と回答した割合を前回調査と比較すると、3歳未満では9.3ポイント、3歳以上では2.5ポイント増加しており、女性就業率の上昇による共働き世帯の増加が影響していると考えられます。



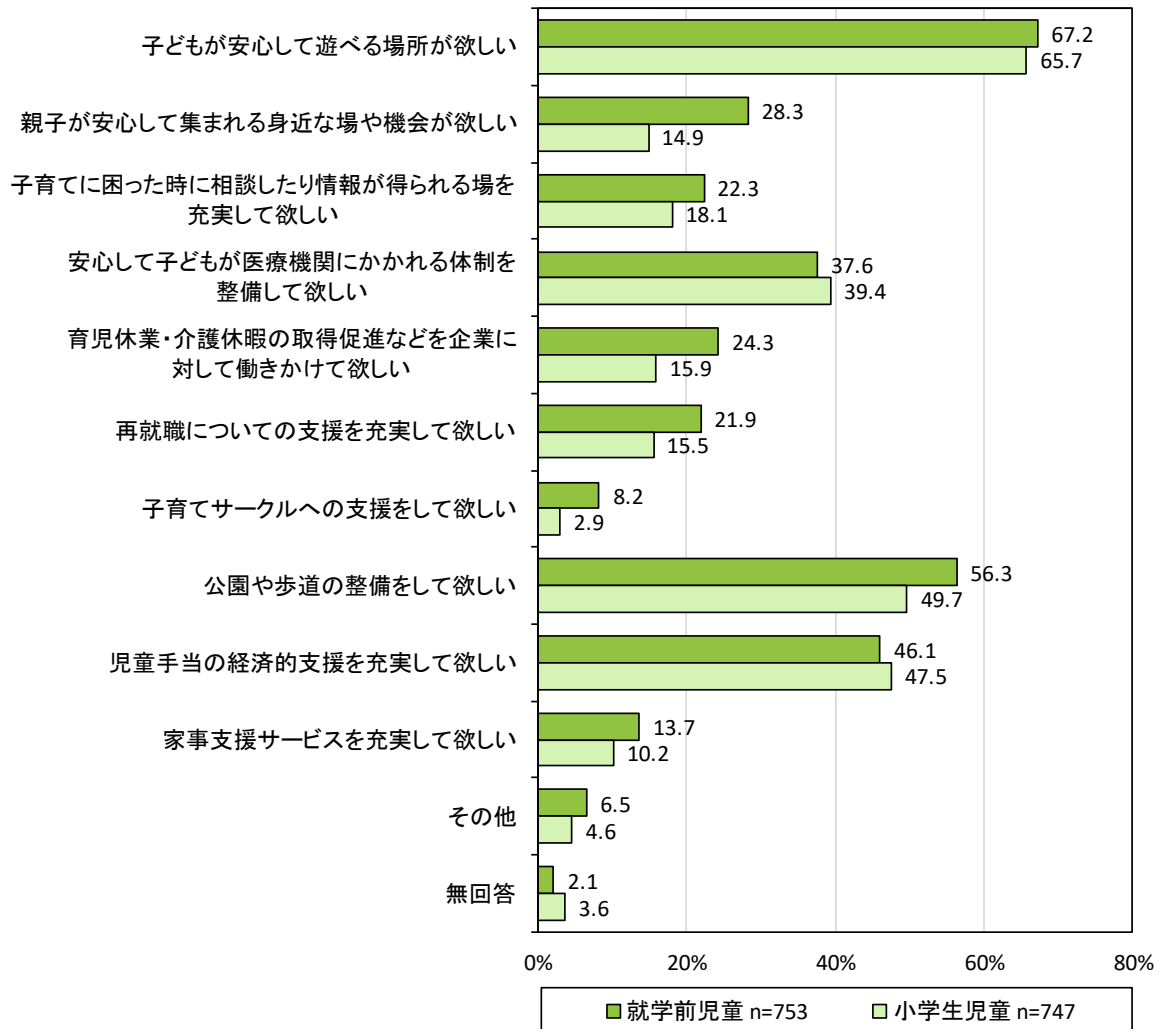
■子育て環境の重要度について

子育て環境の重要度について「とても重要」の割合をみると、就学前児童、小学生児童いずれも「子どもの安全」が最も多く、次いで「保育所等の保育環境」と「幼児期の教育環境」が高くなっています。



■子育て支援で力を入れて欲しいものについて

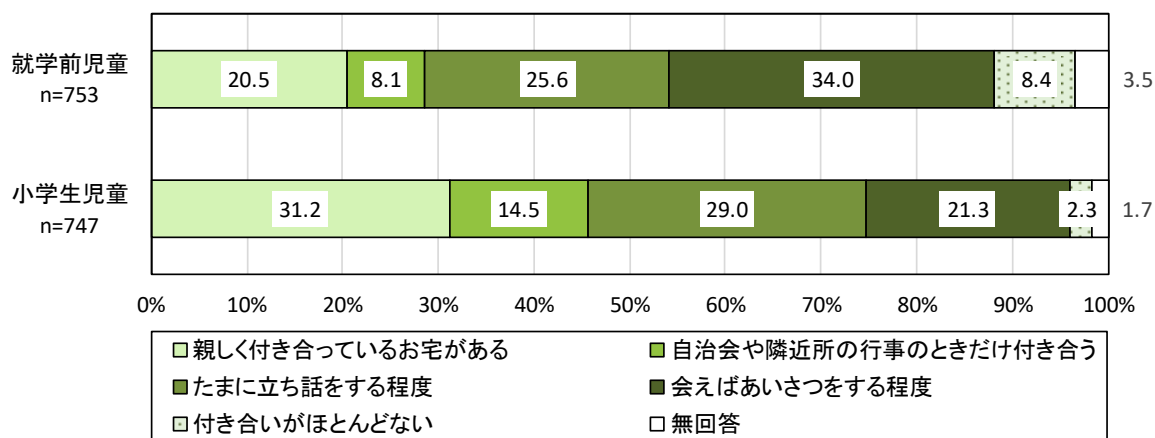
子育て支援で力を入れて欲しいものは、就学前児童、小学生児童いずれも「子どもが安心して遊べる場所が欲しい」が最も高く、次いで「公園や歩道の整備をして欲しい」となっています。



(4) 地域との状況

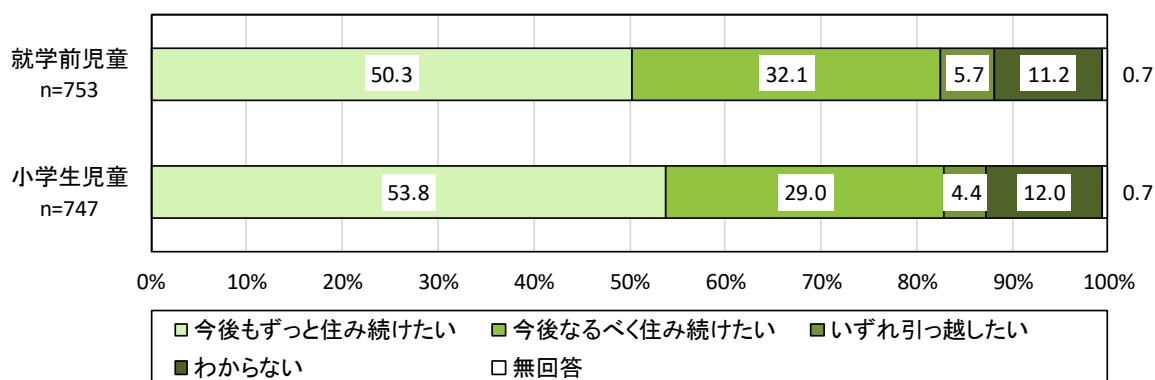
■近所付き合いについて

近所付き合いの状況は、就学前児童では「会えばあいさつをする程度」が34.0%で最も高く、次いで「たまに立ち話をする程度」が25.6%となっています。小学生児童では「親しく付き合っているお宅がある」が31.2%で最も高く、次いで「たまに立ち話をする程度」が29.0%となっています。



■さくら市への居留意向について

今後のさくら市への居留意向は、就学前児童、小学生児童いずれも「今後もずっと住み続けたい」が5割以上、「今後なるべく住み続けたい」が3割前後であり、8割以上が今後もさくら市に住み続けたいという意向となっています。



第4節 策定にあたっての課題

1. 少子化の対策に向けた取組の推進

本市では、直近の出生数が300人台で推移しており、少子化が進行している状況です。少子化の進行には、非婚化・晩婚化も影響しており、本市の婚姻率は減少傾向で推移し、平成29年は栃木県の婚姻率を下回る数値となっています。

少子化の進行を防ぐための取組として、安心した妊娠・出産を迎えるための正しい知識の普及啓発、不妊治療や産前・産後における相談体制の充実なども重要です。子育ての視点においては、民間企業の育児休業制度や短時間勤務制度の取得に対する理解、地域住民による子育て支援など、行政のみならず、子育てに関わる地域・企業・学校など、社会全体で取組むことが重要です。

2. 子育てと仕事の両立に向けた取組の推進

女性就業率の上昇に伴い、共働き世帯も増加していることから、子育てと仕事の両立に困難を抱えている家庭も増加していると予測されます。

家庭においては、依然として男性が育児休業を取得する割合が低い状況であり、職場での働き方改革などを通じて、男性の育児参加を促進していく必要があります。

男性も女性も仕事との両立を図りながら、安心して子育てを続けることができるよう、子育てと仕事の両立を支える保育サービスの充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス*の考え方をより一層、社会全体へと浸透させていくことが重要です。

3. 持続可能なサービス供給体制の確保

本市における0～14歳人口は減少傾向で推移しており、計画期間である令和6年には6千人を切ることが予測される中、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の利用者数も将来的には減少していくことが見込まれます。

その一方で、幼児教育・保育の無償化*や家庭環境の変化等により、保育ニーズや放課後児童クラブの利用ニーズの増加など、新たな事業利用者の増加も予想されることから、将来的な子育て支援のニーズ量を踏まえて、それに応じた供給体制を整備・調整していくことが重要です。

4. 子どもたちの健やかな成長を守るための取組の推進

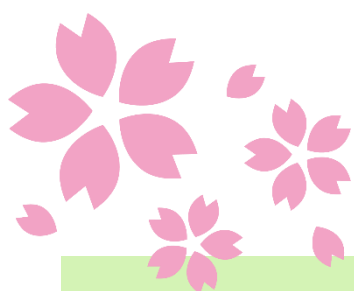
少子高齢化の進行、高度情報化に伴う情報格差、子どもの虐待など、社会的要因が複合的に重なることで、児童生徒が置かれている環境も多様化、深刻化してきている状況です。あらゆる問題を早期に発見し、適切に対応するためには、行政、保健・医療機関、学校などが連携したネットワークの構築が重要であり、様々な困りごとを抱える児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな対応が求められています。

いじめや不登校、児童虐待、子育ての孤立化などの諸問題に適切に対応するため、児童生徒及び保護者に対する相談体制や支援体制の充実、未然に防止するための取組が重要です。

5. 子どもたちが夢と希望をもち、育つ社会の実現に向けた取組の推進

保護者の多くは、子どもの子育てや教育に影響すると思われる環境は「家庭」として考えられていますが、子育てをめぐる家庭の状況は、障がい、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭など様々であるため、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、養育費の確保など、経済的な支援策の充実による総合的な自立支援の推進が求められています。

家庭における環境は様々であっても、次代を担う子どもたちが、夢と希望をもち、健やかに育つ社会を実現することが重要です。



第3章 計画の基本理念及び施策の展開

第3章 計画の基本理念及び施策の展開

第1節 子ども・子育ての基本理念

さくら市は、主要幹線道路へのアクセスもよく自然環境にも恵まれた住みやすい環境であること、土地区画整理事業による開発や、子育て環境の充実などにより、子育て世代を中心とした人口増が続いてきました。

近年では人口の自然減の影響により総人口も減少傾向となっていますが、今後も子育て環境の充実や住みよさの向上により、「魅力的な活力あふれる持続可能」なさくら市を実現していくことが重要となっています。

そのためには、子どもの最善の利益・個々の発達を尊重することを前提とし、家族や幼稚園・保育所・認定こども園*・学校、地域の人々など、さくら市に住むすべての人からのやさしさにふれあい、すくすくと育つよう協力していくことが必要です。

あわせて、一番身近な存在である保護者の相談や情報提供などの支援や、人間形成の重要な時期である乳幼児期の質の高い教育・保育の体制整備なども必要となります。

以上の状況を踏まえ、第1期計画の基本理念である「子どもの笑顔があふれる未来へ」を継承し、さらに、「母になるなら、父になるなら、さくら市で」を副題として、さくら市に住むすべての人が協力し合い、子どもの笑顔があふれ、子育ての場所として選ばれるさくら市を実現していくため、計画のさらなる発展を推進していきます。

基本理念

「子どもの笑顔があふれる未来へ」

～母になるなら、父になるなら、さくら市で～



第2節 基本目標

1 地域における子育て・子育ての支援

核家族*化の進展、女性就業率の上昇による共働き世帯の増加などにより、保育ニーズが高まっているほか、社会全体での子育てという観点から、子どもの健全育成を図り、家庭や地域の機能を支えるための仕組みを構築していくことが重要です。

そのため、教育・保育サービスや、地域の子ども・子育て支援のサービスについて必要量を確保していくとともに、交流の機会を充実し、身近に相談できる体制の整備や学習機会の充実を図るなど地域における子育てを総合的に推進していきます。

2 援護を必要とする子育て家庭への支援

ひとり親家庭の増加など家族構成の変化、経済構造の変化などにより、子どもたちが生まれ育つ家庭や環境が大きく変化し、地域や家庭での子育て機能が希薄化してきており、すべての子どもの人権が尊重され、安心して暮らせることが重要です。

そのため、ひとり親家庭や障がいを持ったお子さんがいる家庭など、支援が必要な子育て家庭へのサービスの充実に努めるとともに、養育機能の低下している家庭への相談・支援体制の充実を図り、安定した家庭環境づくりを行っていきます。

3 母子保健対策の充実

子どもを取り巻く環境の変化に対応し、子どもを健やかに生み育てられるような環境整備や、母親及び乳幼児の健康増進を図ることが必要です。

そのため、各種健康診査や訪問指導、健康相談、子育て教室等を充実するとともに、核家族・少子化による育児不安を解消するための支援を図っていきます。

4 職業生活と家庭生活との両立推進

家族構成や社会経済情勢が変化する中、家庭内の子育ての負担感を緩和するためには、家庭における役割分担や、職場内での役割分担を含めた職場環境の見直しが求められています。

そのため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）についての啓発を行うとともに、仕事と子育ての両立支援に向けて、職場環境の整備や意識啓発など、企業への働きかけを促進していきます。

5 教育環境の整備

幼児期は、知的・感情的な面や人間関係の面で日々急速に成長する時期であり、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、幼児期や小中学校の教育は、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものとなります。

そのため、幼児期の心身の健全な発達に向けた幼児教育の質的な向上や、小中学校における学校教育の良好な教育環境の整備に努めるとともに、家庭や地域と連携しながら教育に携わる体制の充実を図ります。

6 子育てしやすい生活環境の整備

次代に良好な環境を引き継ぐため、行政と地域が一体となって、地域環境の保全・創造を図り、環境に配慮したまちづくりを目指すことが必要です。

そのため、妊婦や乳幼児を連れた人が安心して外出できるような環境整備や交通安全の取組などを行うとともに、地域と連携した防犯活動など、子どもたちの安全の確保を図ります。

第3節 施策の体系



第4節 教育・保育事業

子ども子育て支援事業計画の策定において、国からは、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務づけられています。

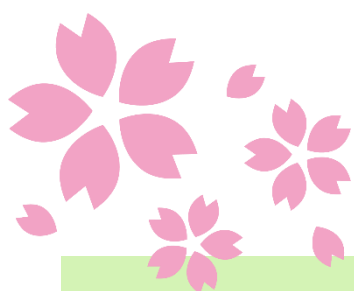
区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、さくら市では、通勤・通園などに車を利用する方が多く比較的市内の移動が行われていることや、市内の教育・保育施設*の偏りがあることなどから、より利用者の選択肢が広がり、柔軟に対応ができるよう、教育・保育の提供区域を1区域と設定します。

■教育・保育の提供区域（1区域）



【参考】平成31年4月時点 さくら市の教育・保育施設の状況

	氏家地区	喜連川地区
公立保育所	2か所、426名	1か所、170名
私立保育所	5か所、524名	
私立幼稚園	1か所、455名	
私立認定こども園*		1か所、203名
小規模保育事業所	3か所、42名	
地域子育て支援センター	5か所	1か所
児童センター	2か所	1か所



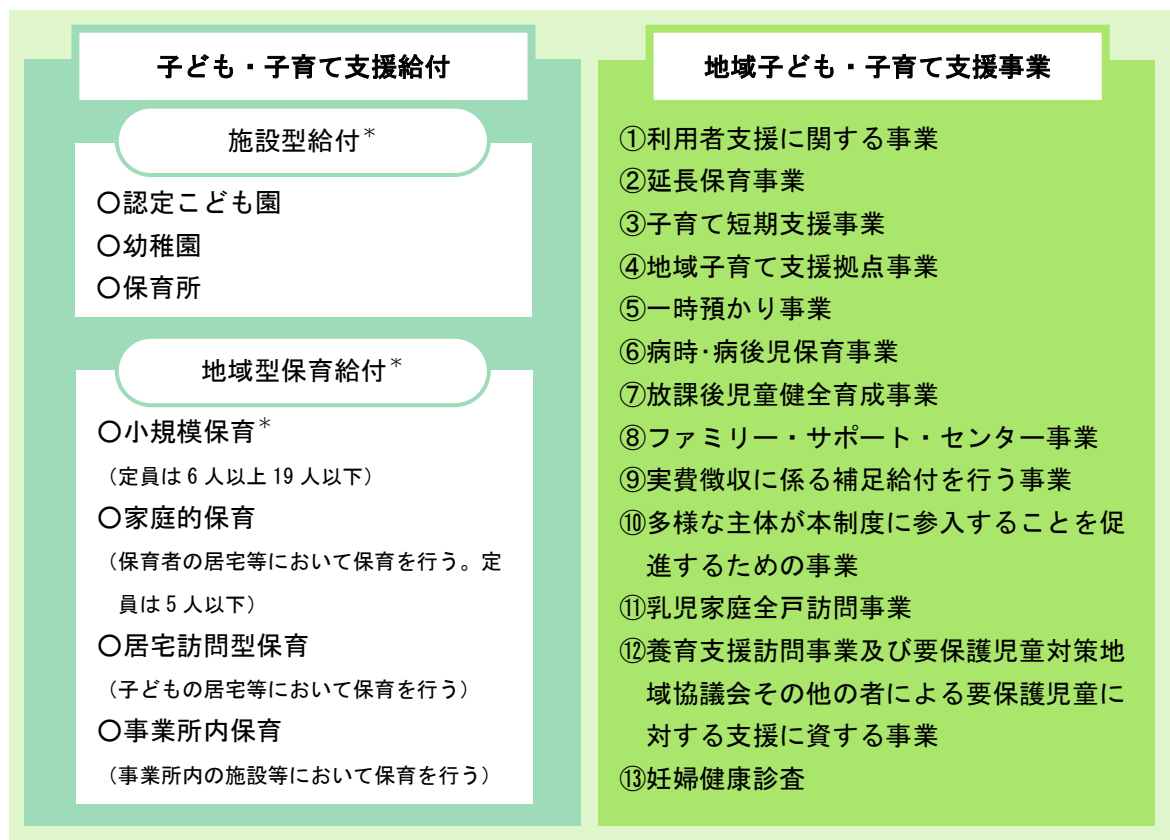
第4章 基本施策の展開

第4章 基本施策の展開

第1節 地域における子育て・子育ての支援

子ども・子育て支援新制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。第1節の「1.」と「2.」、及び第2節の「2.」、第3節「1.」の一部では、これらの事業の需要量の見込みや、その確保の方策について定めます。

■子ども・子育て支援新制度の全体像



※「需要量の見込み」は、国が示す「量の見込み算出のための手引き」に基づき、ニーズ調査における利用意向等を分析し算出したものです。ただし、手引きによる算出結果が実態と大きく乖離する場合は、過去の実績値を基に独自に算出しています。

1. 幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み・提供体制の確保の方策 (幼稚園や保育所・認定こども園*等)〈進化プラン〉

(1) 事業内容

幼稚園や保育所、認定こども園等の利用を希望する場合、保護者の就労状況等により、以下の1～3号認定がなされます。

1号認定を受けた子どもに対しては、幼稚園または認定こども園の幼稚園機能が学校教育を提供する事業となります。

2号及び3号認定を受けた子どもに対しては、保育所、地域型保育*または、認定こども園の保育所機能が保育を提供する事業となります。

■認定区分と提供施設

	0～2歳	3歳以上
<ul style="list-style-type: none"> ●専業主婦（夫） ●短時間の両親共働き （フルタイム×短時間パートタイム パートタイム×短時間パートタイム） ●両親共無業 		<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">1号認定</div> （幼児期の学校教育） 幼稚園、認定こども園
<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭 ●両親共働き （フルタイム×フルタイム フルタイム×長時間パートタイム パートタイム×長時間パートタイム） 	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">3号認定</div> （保育の必要性あり） 保育所、認定こども園、 地域型保育事業	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">2号認定</div> （保育の必要性あり） 保育所、認定こども園等

(2) 需要量及び提供体制・確保方策

1号認定については、量の見込みを上回る提供体制が確保されており、希望者を全員受け入れることができます。また、2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者についてを新たに見込み、認定こども園*の2号定員において対応していきます。

一方、2号・3号については、平成31年4月時点において、待機児童*が発生しています。保育ニーズの高まりと、特に公立保育所において保育士の確保に苦慮しており、定員数まで児童の預かりができない状況が続いていることが原因となります。

この待機児童解消のため令和2年度から氏家幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行による、3号定員増、1号から2号定員への移行、同じく令和2年度から新規認可保育所の開設による定員増により対応していきます。また、認定こども園きつれ川幼稚園において、施設の老朽化による増改築を計画しており、これに伴い、令和3年度から3号定員増、2号定員増となる予定です。

保育士の確保については、保育士の処遇改善や保育士募集の方策について検討を行い、その確保に努めていきます。また、公立保育所においては民営化を検討します。民営化になった場合には、残った公立保育所に人員を配分し、保育士の確保を図ります。

また、今後保育ニーズが一層高まってきた場合には、必要に応じて新規小規模保育事業所の開設など民間事業者の参入を促進し、柔軟に対応していきます。

■提供体制・確保方策

幼児期の学校教育・保育		令和元年度実績(4/1現在)					令和2年度(1年目)				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み ①		521		700	95	429	441	75	710	109	432
確保方策 ②	特定教育・保育施設	530		719	98	393	430	75	749	113	441
	特定地域型保育事業				14	28				14	28
	上記以外				3	7				3	7
	他市町委託	129					120				
②-①		138		19	20	-1	109	0	39	21	44

幼児期の学校教育・保育		令和3年度(2年目)					令和4年度(3年目)				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み ①		418	71	695	116	427	403	68	684	123	449
確保方策 ②	特定教育・保育施設	430	71	775	116	449	430	68	778	116	449
	特定地域型保育事業				20	40				20	40
	上記以外				3	7				3	7
	他市町委託	120					120				
②-①		132	0	80	23	69	147	0	94	16	47

幼児期の学校教育・保育		令和5年度(4年目)					令和6年度(5年目)				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み ①		389	66	680	121	462	367	63	661	119	454
確保方策 ②	特定教育・保育施設	430	66	780	116	449	430	63	783	116	449
	特定地域型保育事業				20	40				20	40
	上記以外				3	7				3	7
	他市町委託	120					120				
②-①		161	0	100	18	34	183	0	122	20	42

※特定教育・保育施設*(幼稚園・保育所・認定こども園*)
 特定地域型保育*事業(家庭的保育・小規模保育* 等)

（3）教育・保育の一体的提供・推進体制

①認定こども園*の普及について

令和元年度時点で、さくら市の認定こども園は1園となっており、令和2年度からは幼稚園から認定こども園へ1園移行し2園となる予定です。認定こども園は、保護者の就労状況及びその他の変化があった際にも子どもを柔軟に受けられることから、今後多様化する教育・保育ニーズに対応するため、既存施設の認定こども園への移行を促進・支援していきます。

②質の高い幼児期の学校教育・保育について

子どもの最善の利益を第一に考え、就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、幼保連携に関する幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施、教育・保育に関する専門性を有する者の配置・確保等に努め、教育・保育の質の向上に努めます。

また、関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

③幼保小連携の取組の推進について

幼稚園・保育所・認定こども園の幼稚園教諭や保育士が交流事業などを通じ、関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。

また、就学前から小学校への円滑な接続を目指し、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校が連携し、5歳児の小学校への体験入学や幼児・児童の相互訪問等を通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むよう連携を進めます。

2. 地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み・提供体制の確保の方策

(1) 利用者支援に関する事業〈進化プラン〉

事業内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

需要量及び提供体制・確保方策

利用者支援事業については、平成 29 年度から開設している子育て世代包括支援センター*（母子保健型）において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目の無い支援を行っています。今後も必要に応じて体制の充実を図っていきます。

また、当事業とは別に、市担当課窓口において、教育・保育施設*や地域子ども・子育て支援事業に関する相談支援・利用支援の充実に努めます。

■提供体制

(単位：か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供体制	2	2	2	2	2

実施内容：子育て世代包括支援センター（妊娠前～妊娠期～出産～産後～育児の期間に切れ目のない支援を提供するワンストップ相談窓口拠点）

実施場所：氏家保健センター、喜連川保健センター

(2) 延長保育事業〈進化プラン〉

事業内容

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所等での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

需要量及び提供体制・確保方策

延長保育は公私立ともに市内全園の保育所や認定こども園*、小規模保育事業所で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■需要量及び提供体制

(単位：人 年間利用実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	429	410	404	396	384
提供体制	429	410	404	396	384
提供体制（か所）	14	14	14	14	14

■延長保育の実施園と時間

	実施園	延長保育時間
公立保育所	あおぞら保育園 たいよう保育園 わくわく保育園	午後6時15分～7時30分
私立保育所	ふれあい保育園	午後6時～7時30分
	氏家さくら保育園	午後6時～7時30分
	アップル保育園	午後6時～7時
	氏家保育園	午後6時～7時30分
	第二氏家さくら保育園	午後6時～7時30分
	新規保育所	令和2年度開始予定
認定こども園	きつれ川幼稚園	午後6時～7時
	氏家幼稚園	令和2年度開始予定
小規模A	ちびっこランドさくら園	午後6時30分～7時30分
	つくし保育園	午後6時15分～7時30分
	ゆうゆうランドさくら園	午後6時30分～7時30分

※平成31年4月時点

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業内容

保護者が、疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設など保護が適切に行うことができる施設において、原則7日以内として養育・保護を行います。

需要量及び提供体制・確保方策

子育て短期支援事業については、市内2か所の児童養護施設と市外の連携施設2か所の計4か所で実施しており、今後も保護者の様々な事情に対応して継続したサービス提供を行います。

■需要量及び提供体制

（単位：人日/年 年間の延べ利用日数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	46	46	46	46	46
提供体制	46	46	46	46	46

■子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施施設

	実施施設
市内施設	養徳園（児童家庭支援センターちゅうりっぷ）
	氏家養護園
市外施設	済生会宇都宮乳児院（宇都宮市）
	児童養護施設きずな（宇都宮市）

※平成31年4月時点

(4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

事業内容

地域子育て支援センターにおいて、子育ての相談や情報提供に応じたり、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援します。

需要量及び提供体制・確保方策

地域子育て支援センターは市内6か所で実施しています。また、令和2年度より開園予定の新規保育所においても実施する予定で、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■需要量及び提供体制

(単位：人回/月 月間の延べ利用回数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,193	1,193	1,193	1,193	1,193
提供体制（か所）	7	7	7	7	7

■地域子育て支援センター

名称	住所	開設時間	休館日
サンサンサロン (あおぞら保育園内)	さくら市草川 42 番地	午前 9 時～午後 3 時	土日祝日 年末年始 保育園行事日
にこにこサロン (たいよう保育園内)	さくら市松山 796 番地 1	午前 9 時～午後 3 時	土日祝日 年末年始 保育園行事日
わくわくサロン (アップル保育園内)	さくら市蒲須坂 595 番地 2	午前 10 時～午後 3 時	土日祝日 年末年始 保育園行事日
どんぐりひろば (上松山児童センター)	さくら市氏家 3776 番地 2	午前 9 時～午後 6 時	第 3 日曜日 年末年始
ひまわり (喜連川児童センター)	さくら市喜連川 3936 番地 1	午前 9 時～午後 6 時	第 3 日曜日 年末年始
おひさまひろば (氏家児童センター)	さくら市馬場 96 番地 1	午前 9 時～午後 6 時	第 3 日曜日 年末年始
新規保育所	令和 2 年度より開始予定		

※平成 31 年 4 月時点

(5) 一時預かり事業〈進化プラン〉

事業内容

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、保育所その他の場所において一時的な預かりを行います。

需要量及び提供体制・確保方策

一時預かり事業は幼稚園における在園児を対象として2園、保育所等における余裕活用型で7園、一般型で2園が実施しています。

また、ファミリー・サポート・センター事業における未就学児の預かりの実施。さらに、就労時による保護者の不在により、平日の夜間、または休日の昼間に、家庭における保育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設において養育・保護を行うトワイライトステイ*事業を実施しています。

これらの実施により、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

また、今後需要が拡大した場合は、実施園を増やすよう各施設と調整を図って対応していきます。

■需要量及び提供体制

(単位：人日/年 年間の延べ利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	5,998	6,058	6,119	6,180	6,242
	その他による利用	631	603	576	551	526
提供体制	一時預(幼稚園)	5,998	6,058	6,119	6,180	6,242
	一時預(幼稚園以外)	442	422	403	386	368
	ファミリーサポートセンター	126	121	115	110	105
	トワイライトステイ	63	60	58	55	53
提供体制(か所)	一時預(幼稚園)	2	2	2	2	2
	一時預(幼稚園以外)	10	10	10	10	10
	トワイライトステイ	2	2	2	2	2

■一時預かりの実施園

	実施園
保育所	公立：あおぞら保育園、たいよう保育園、わくわく保育園 私立：ふれあい保育園、第二氏家さくら保育園
幼稚園・認定子ども園	氏家幼稚園、きつれ川幼稚園
小規模保育事業所	ちびっこランドさくら園、つくし保育園、ゆうゆうランドさくら園
ファミリーサポートセンター	さくら市社会福祉協議会(氏家支部)
トワイライトステイ	養徳園、氏家養護園

※平成31年4月時点

(6) 病児・病後児保育事業〈進化プラン〉

事業内容

発熱等の急な病気となった児童（病児）や病気回復期の児童（病後児）が、教育・保育施設*に通えなかったり、保護者による保育ができない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行う事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応を行う事業です。

需要量及び提供体制・確保方策

保育中の対応を行う、体調不良児対応型を市内3か所で実施しています。また、病児対応型として宇都宮市の施設、病後児対応型として矢板市、高根沢町の施設が利用できるよう連携しています。

また、市内医療施設と調整を行い、市内における病児・病後児保育の実施についても検討を進めます。

■需要量及び提供体制

(単位：人日/年 年間の延べ利用日数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		465	487	509	532	557
提供体制		465	487	509	532	557
提供体制 (か所)	病児・病後児対応型	3	3	3	3	3
	体調不良児対応型	3	3	3	3	3

■病児対応型の実施園

実施施設	定員	病児保育時間
病児保育施設 おはな保育園（宇都宮市）	1日12名	月曜日から金曜日：午前8時から午後6時まで 土曜日：午前8時から午後1時まで

■病後児対応型の実施園

実施施設	定員	病後児保育時間
ぴっころ保育園（矢板市）	1日4名	月曜日から土曜日：午前7時から午後6時まで
こばと保育園（高根沢町）	1日2名	月曜日から金曜日：午前8時から午後6時まで 土曜日：午前8時から午後1時まで

■体調不良児対応型の実施園

(私立保育所) 氏家さくら保育園、第二氏家さくら保育園、ふれあい保育園

※平成31年4月時点

(7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）〈進化プラン〉

事業内容

小学生児童のうち、保護者が共働きである世帯や留守が多い世帯を対象に、児童センターや学校の余裕教室等で、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

需要量及び提供体制・確保方策

放課後児童クラブは、市内6か所すべての小学校で、専用施設又は学校の余裕施設を活用し、小学1年生から小学6年生まで実施しています。

今後は保育ニーズの高まりを受けて見込みも増加することが予測されます。また、1クラブあたりの適正な定員数として、令和2年度より概ね45名以下を1クラブ定員として実施します。

これらに対応するため、令和元年度、令和2年度の施設整備により受入数を拡大し、提供体制を確保していきます。

■需要量及び提供体制

(単位：人 児童数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（1～3年生）	523	555	542	530	528
量の見込み（4～6年生）	213	226	219	214	213
量の見込み計	736	781	761	744	741
提供体制	798	798	798	798	798

■放課後児童クラブの開設場所と時間

開設場所	開設時間
上松山小児童センター・上松山小学校施設 喜連川小児童センター 氏家小児童センター・氏家小学校施設 南小学童保育センター・南小学校施設 熟田小学校施設 押上小学校施設	<ul style="list-style-type: none"> ・通常期（学校開校日）： 授業終了後～午後6時30分（延長保育有） ・土曜日： 午前7時30分～午後6時30分 ・長期休み等： 午前7時30分～午後6時30分

※平成31年4月時点

新・放課後子ども総合プラン

国では、共働き家庭等の「小1の壁*」の解消を図り、次代に担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができる環境の整備を目的として、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的に整備を進めてきましたが、これまでのプランの進捗状況や児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、「新・放課後子ども総合プラン」が平成30年9月に策定され、市町村においてもさらなる計画推進・整備を進めることが求められています。

■事業の違い

事業名	対象となる児童	内容
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が共働きの世帯や留守が多い世帯の児童を対象	放課後に適切な遊びや生活の場を与える事業
放課後子供教室	すべての児童を対象	放課後等に地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動などを行う事業

さくら市については、以上のことを鑑み下記の通り整備方針を定めました。

市町村が取組むべき項目	さくら市の方針
放課後児童クラブの令和5年度に達成されるべき目標事業量	市内6か所(20クラブ)の小学校で実施。 入所児童数744名を見込んでいる。
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量	市内2か所で実施することを検討する。
放課後子供教室の令和5年度までの整備計画	現在、市内2か所で実施している。放課後子ども教室※の運営には地域住民やボランティアの参画、協力が必要不可欠であることから、これらの体制が十分に整うことが見込まれる場合には、新たな整備を検討する。
放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に通う児童同士の交流ができるような仕組みなど、教育委員会と健康福祉部が共に連携を深めながら、放課後の活動支援を実施する。また、すべての児童の安全・安心な居場所の確保に向けて、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体型として同一の活動プログラムに参加ができる体制について、今後検討する。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策	教育委員会及び子ども・子育て会議*等において、各学校に使用できる余裕教室がないかを十分協議するとともに、すでに活用されている余裕教室についても、改めて、放課後対策に利用できないか検討する。
放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	健康福祉部と教育委員会で積極的な情報交換・共有を行う。

特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	当該児童の状況等を学校関係者と児童クラブ及び放課後子ども教室の関係者で適切に情報共有・情報交換を図り、必要に応じて会議を行う。また、放課後デイサービス等の関連機関とも連携をとりながら児童の育成支援及び療育を進めていく。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	現在3か所で実施。今後、地域の実情に応じて他学校においても延長保育実施を検討していく。
各放課後児童クラブが、「新・放課後子ども総合プラン」に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	各児童クラブ間での情報共有の場を設け、連携して多種・多様な事業の実施、サービスの向上を図っていく。 さらに、本来事業に加えて民間ならではの高付加価値型のサービスの提供も検討していく。
地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施に関する検討の場（運営協議会等）について	子ども・子育て会議*等を通じ検討する。
「新・放課後子ども総合プラン」に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	各学童における活動内容の掲示や、情報誌等の発行を検討する。また、市においても広報紙やHPを活用し、利用者や地域住民への周知を深めていく。

※市町村が取組むべき項目部分は、国の名称である「放課後子供教室」を用いていますが、さくら市の方針部分は、さくら市の名称である「放課後子ども教室」を用いています。

(8) ファミリー・サポート・センター事業（就学児童対象部分）

事業内容

仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができるように「子育ての手助けをしてほしい」、「子育てのお手伝いをしたい」と思っている方が登録会員となり、お互いが助け合いながら子育てをする家庭を支援します。

※この事業は市がさくら市社会福祉協議会に委託して実施しており、センターは同氏家支部内に設置しています。

利用会員 (子育ての手助けをしてほしい方)	市内在住または在勤で生後6か月から小学校6年生以下の子どもの保護者
提供会員 (子育ての手助けをしたい方)	市内在住の20歳以上で健康であり、自宅で子どもを預かれる方で乳幼児・児童の保育に熱意のある方
両方会員	利用会員、提供会員の両方を兼ねる方

※登録料は無料、利用料は1時間600円となり、その他食事代・交通費は別途必要になります。

需要量及び提供体制・確保方策

ファミリー・サポート・センター事業については、1か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は現在確保できている状況です。

■需要量及び提供体制（就学児童対象部分）

(単位：年間利用件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	187	187	187	187	187
提供体制	187	187	187	187	187

(9) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況に応じて、幼稚園や保育所等に対して保護者が支払うべき副食材料費や日用品・文房具等の物品の購入に必要な費用や、行事への参加に必要な費用等を助成する事業です。

幼児教育・保育の無償化*に伴い、幼稚園（未移行）の低所得世帯における副食材料費が助成対象となりました。令和2年度以降、市内施設においては対象がありませんが、本市児童が市外の対象施設に入所し、本事業の対象となった場合は、副食材料費の助成を行います。

副食材料費以外の部分についても、今後のニーズや国の動向を踏まえ、実施を検討していきます。

(10) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

幼稚園や保育所、地域型保育*施設等の運営に民間事業者が参入することに関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園や保育所、地域型保育施設等の設置・運営を促進するための事業です。

今後、民間事業者の参入希望や国の動向を踏まえて、事業実施について検討します。

3. 地域における子育て支援サービスの充実

地域開放として子育てランド事業（未就園児の保護者のサロンの場）として、園地・園舎開放や子育て情報の提供、講座、高齢者施設との交流事業を実施します。

また、毎月の「乳幼児相談」、未就学児に対する年間3回の「早期教育相談」、乳児から幼児期への子育て相談や情報提供等を行う「エンゼル講座」などを実施し、身近な子育て相談、支援の場や保護者同士の交流機会の充実を図っていきます。

相談機関へ来づらい方への支援としては、出前による子育て支援講座、家庭訪問による相談対応、相談窓口にキッズスペースを設置するなどの対応により支援を行います。

この他、各保育所や児童センターの地域子育て支援センター、保健センター等の各施設や、広報紙、HPなどの手段も用いながら相談機関の周知や「さくら市子育てガイドブック」の配布など情報提供を行います。

令和2年度からは、市民活動について場の提供や情報提供を行う拠点「市民活動支援センター」を設置し、子育てに関する市民活動団体へも支援を行い、市民による子育て支援の充実を推進していきます。

主な関連事業

- ①地域開放を実施している幼保連携型認定こども園
- ②出前講座（ほのぼの広場）事業
- ③身近な子育て相談・支援体制の充実
- ④相談機関へ来づらい方への支援
- ⑤子育てガイドブックの配布
- ⑥市民活動支援センター事業

4. 児童の健全育成

子どもが地域の中で健やかに成長できるように、児童センターの内容を充実するとともに、子ども会活動を活性化するため、中高生で組織するリーダースクラブによる活動支援を行うなど、ボランティア参画機会の提供を行います。

また、地域で子どもを育てる意識高揚を図るため、小・中・高校生のユースボランティア活動を通して、地域と子どもたちの交流の機会を増やしたり、あいさつ巡回活動などの声かけやあいさつ運動を促進します。

主な関連事業

- ①児童館事業
- ②子ども会活動の活性化
- ③地域で子どもを育てる意識高揚

児童センターとは？

児童センターは、遊びを指導する人（児童厚生員）がいる屋根つきの公園です。児童に健全な遊びを与えて、健康増進や情操を豊かにすることを目的とした施設です。

■児童センター一覧

名称	住所	開設時間	休館日
上松山児童センター	さくら市氏家 3776 番地 2	午前 9 時～午後 6 時	第 3 日曜日 年末年始
喜連川児童センター	さくら市喜連川 3936 番地 1	午前 9 時～午後 6 時	第 3 日曜日 年末年始
氏家児童センター	さくら市馬場 96 番地 1	午前 9 時～午後 6 時	第 3 日曜日 年末年始

※平成 31 年 4 月時点

第2節 援護を必要とする子育て家庭への支援

1. 児童虐待防止対策〈進化プラン〉

児童虐待に関する相談を24時間体制で受け付け、適切な対応を行うとともに、関係機関との情報共有に努め、支援の充実及び対応件数増加に伴う体制強化を図ります。

要保護児童対策地域協議会について、定例個別ケース検討会議を実施し、未就園児等に対する情報の共有や各機関との連携、職員の知識向上を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

また、令和4年度までに、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に実情の把握、より専門的な相談対応や調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク*業務を行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。

主な関連事業

- ①児童虐待に関する相談体制の充実
- ②要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）
- ③子ども家庭総合支援拠点事業

子ども家庭総合支援拠点とは

コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、次の業務を行う支援拠点。

- ①子ども家庭支援全般に係る業務
（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）
- ②要支援児童及び要保護児童等への支援業務
（危機判断とその対応、調査、支援及び指導等）
- ③関係機関との連絡調整
- ④その他の必要な支援

■相談窓口一覧

機関	電話
さくら市こども政策課	028-681-1125
さくら市こども政策課（休日・夜間・緊急時）	090-2640-9364 または 090-1059-0747
栃木県県北児童相談所	0287-36-1058
栃木県児童虐待緊急ダイヤル（休日・夜間・緊急時）	028-686-3005
全国共通ダイヤル	189（24時間対応）

※平成31年4月時点

2. 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減〈進化プラン〉

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、乳児訪問相談員（保健師等）が訪問し、子育ての孤立化を防ぐために不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握・調整を行います。

需要量及び提供体制・確保方策

乳児家庭全戸訪問事業については、実施要領に基づき、対象となる乳児のいるすべての家庭を訪問していきます。特定妊婦*からの関わりや出産後の育児不安等がある方には、保健師・助産師による再訪問や乳幼児相談・教室等への勧奨により支援を行います。

■需要量及び提供体制

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	332	325	319	313	308
提供体制（実施率：％）	100	100	100	100	100
実施体制（動員職員数）	専従2 保健師 助産師	専従2 保健師 助産師	専従2 保健師 助産師	専従2 保健師 助産師	専従2 保健師 助産師

(2) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

事業内容

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、保健師、家庭相談員などが訪問し、育児不安の軽減および養育能力を向上させるための支援や相談を行います。

需要量及び提供体制・確保方策

養育支援訪問事業については、必要な家庭に対して育児援助や専門的相談支援を実施していきます。令和2年度からは、家事援助も実施し、支援が必要な家庭の養育環境の改善等を図ります。また、「虐待のおそれのある児童情報交換会議」により、関係機関で情報を共有し、支援対策を検討していきます。

■需要量及び提供体制

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	46	46	46	46	46
実施体制（動員職員数）	専従2 保健師 ヘルパー	専従2 保健師 ヘルパー	専従2 保健師 ヘルパー	専従2 保健師 ヘルパー	専従2 保健師 ヘルパー

3. ひとり親家庭等の自立支援〈進化プラン〉

母子・父子自立支援員等が児童扶養手当現況届出時に、相談機関について周知し、ひとり親家庭等の自立支援につなげていきます。また、父子家庭についても福祉貸付制度の推進等により、同様に支援体制を充実していきます。

主な関連事業

- ①ひとり親家庭等に対する相談体制の整備

4. 障がい児施策の充実〈進化プラン〉

市内全保育所で実施している障害児保育事業について、障がいの程度に応じて保育士の加配経費等に対し補助を行い、受け入れを支援します。また、発達障がい*などの軽度な障がい児についても、軽度障害児保育事業として保育施設に補助を行い、受け入れを支援します。

市内の6か所で実施している学童保育での障がい児の受け入れについては従来通り継続していくとともに、市内3か所の障がい児通所施設、並びに市内2か所の日中一時支援施設の周知、支援を図ります。

さらに、相談支援事業や乳幼児健診における早期発見や支援などの相談体制の整備や、地域自立支援協議会において各関係機関との連携を図るとともに、聴覚障がいの早期発見・早期療育を目的に新生児聴覚検査の費用助成を行うなど、障がいをもつ児童と家族を総合的に支援していきます。

主な関連事業

- ①障害児保育事業
- ②放課後児童クラブ（学童保育）における障がい児の受け入れ
- ③障がい児の通所支援等
- ④障がいに関する相談体制の充実
- ⑤新生児聴覚検査助成事業
- ⑥軽度障害児保育事業

5. 外国籍の家庭や外国につながる子どもへの支援

国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子どもなどの外国につながる子どもの増加が見込まれることを踏まえて、必要な支援を行っていきます。

特に、言語や慣習の違いで生活に困難やとまどいを抱える人も多いことから、生活相談の充実や多言語による生活情報の提供を行い、誰もが安全・安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

主な関連事業

- ①外国人生活情報ガイドブックの配布
- ②外国語母子手帳の交付
- ③日本語教室の実施
- ④小・中学校における外国語支援員の配置
- ⑤外国語による情報提供

第3節 母子保健対策の充実

1. 妊娠・出産の安全性と快適さの確保〈進化プラン〉

(1) 妊娠・出産に関する支援

地域で母子が安心・安全に生活できるようにするためには、地域での妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が必要となります。妊娠・出産・産後における母子保健サービスの充実を図るために、単なる情報提供だけでなく、妊娠中から特定妊婦*等ハイリスク妊婦の把握に努め、出産に向けたきめ細やかな支援を実施し、地域での仲間作りや医療機関との連携を強化していきます。

主な関連事業

- ①母子手帳交付時の面接と相談体制の充実
- ②特定妊婦などの把握と支援の充実
- ③ママパパ学級の実施
- ④妊産婦医療費助成の実施
- ⑤妊娠・出産包括支援事業

(2) 妊婦健康診査

事業内容

妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導を行い、安全な分娩と健やかな児の出産を支援するために実施します。また、妊婦健康診査未受診はハイリスク要因とし虐待防止対策として妊婦健康診査受診を勧奨しています。

需要量及び提供体制・確保方策

国が示す妊婦健診の実施基準に基づき、本事業については、最大14回の公費助成を実施し、妊婦の健康管理の向上に努めます。

■需要量及び提供体制

(単位：人回 年間延べ受診回数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,911	3,838	3,766	3,706	3,658
提供体制（実施率：％）	100	100	100	100	100

(3) 不妊治療対応

不妊治療に関する不安を軽減するために正しい知識について情報提供します。また、不妊治療をしている夫婦に対して経済的負担の軽減を図るために、保険適用外医療費の助成をしていきます。

主な関連事業

- ①不妊治療費助成事業（特定不妊治療・人工受精）

2. 安心した育児と子どもの健やかな成長を支える〈進化プラン〉

(1) 産婦健康診査・乳幼児健康診査・相談等

近年、母子を取り巻く環境が複雑に変化しています。子育てにおいても、児の発達・発育のみならず生活習慣・育児環境等悩みが多様化しています。産婦健康診査・乳幼児健診・相談・教室等の一連の事業を通して、産後うつ等の予防や育児不安等の軽減を図るとともに、子どもの心身の健やかな発達の促進のために実施します。また、乳幼児健診未受診者等ハイリスク者に対しては、受診勧奨や家庭訪問を行ったり、関連機関等と連携しフォローにつなげる等、乳幼児の健康およびその家族のすこやかな育児環境の確保に努めます。

主な関連事業

- ①産婦健康診査
- ②乳児健診（股関節脱臼検診・4か月児健診・10か月児健診）
- ③幼児健診（1歳6か月児健診・3歳6か月児健診）
- ④乳幼児歯科健診（2歳6か月児歯科健診・5歳6か月児歯科健診）
- ⑤乳幼児健診未受診者対策
- ⑥すこやか二次相談
- ⑦要精密検査児への医療費助成
- ⑧育児・栄養相談指導の充実（乳幼児相談・すくすく計測・赤ちゃんふれあい教室・あかちゃんキッチン）

(2) 育てにくさ解消の支援

少子化や核家族*化、雇用形態の多様化などの社会構造の変化に伴い育児に取り組む親の孤立化がみられます。ライフスタイルや価値観の多様化に合わせて、柔軟な育児の考え方を構築し、女性のみならず男性に対しても、親となる準備段階を含めたライフステージを通じた支援を行う必要があります。

また、「育てにくさ」の様々な背景の中に、発達障がい*を含めた障がいや疾病が潜む場合があります。乳幼児健診、各種教室等の母子保健事業を通して、児の状態を的確に把握することに努め、保育・教育・福祉などとの連携を行いながら確実に経過を把握し、必要が生じた場合には遅れることなく支援に結びつけます。

主な関連事業

- ①訪問指導（新生児・低体重児・未熟児、乳幼児）
- ②親子支援教室
- ③就学支援教室
- ④発達相談・ことばの相談

(3) 予防接種実施の推進

予防接種実施に関する情報の周知徹底を図り、乳幼児健診・相談等を通じて指導します。未接種者に対しても個別に接種勧奨を行います。

主な関連事業

- ①情報の周知徹底（健診時の個別案内・乳児全戸訪問での予診票配布・予防接種および子どもの健康カレンダーの配布・広報およびホームページへの掲載）
- ②予防接種未接種者対策
- ③任意予防接種費用の助成

3. 食育*の推進〈進化プラン〉

さくら市第2次食育推進計画（平成29年3月施行）に基づいて、離乳食等の指導や栄養相談、小学生の親子を対象とした「親子の食育教室」の実施など、食育の推進を図っていきます。

主な関連事業

- ①乳幼児健診・相談における栄養指導
- ②あかちゃんキッチン（離乳食教室）
- ③栄養相談
- ④訪問栄養指導
- ⑤保育所・幼稚園・認定こども園・学校との連携
- ⑥食生活に関する知識の普及啓発

4. 思春期保健対策の充実

十代の自殺、児童虐待への対策など、複雑多岐にわたるアプローチが求められており、養護教諭や校医だけでなく、スクールソーシャルワーカーや産婦人科医、助産師など地域の様々な関係者の協力のもと、教育機関の場で関わる仕組みづくりを検討していきます。また、教育機関と行政との間での情報共有や管理をどのようにし支援につなげるか検討することが必要です。

主な関連事業

- ①学校との連携
- ②関係機関とのネットワークづくり
- ③思春期相談・教育

5. 周産期・小児医療・小児在宅医療の充実〈進化プラン〉

周産期医療、小児医療および在宅医療は、県医療計画に基づき整備を行っているところです。医療計画で収集した指標を活用しながら地域のニーズや特性を把握して、県・近隣自治体・医療機関と連携をし、さらなる充実を図るとともに、本市の医療に関する取組の周知徹底を図ります。

主な関連事業

- ①日曜祝日当番医事業、塩谷地区おとな・こども夜間診療室の周知徹底を図る
- ②とちぎ子ども救急電話相談カードの配付
- ③適正受診についての広報
- ④子ども医療費助成の実施

第4節 職業生活と家庭生活との両立推進

1. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の実現のための働き方の見直し 〈進化プラン〉

男女共同参画情報紙等を市内企業に配布するほか、市民向けには、男女共同参画講座や働き方改革セミナー・相談会の開催や、男女共同参画情報紙の配布などにより男女共同参画の推進を図ります。また、平成30年度に策定した「第4次男女共同参画計画」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めていきます。

主な関連事業

- ①企業・労働者への意識啓発
- ②市民への意識啓発

男女共同参画情報紙「らいくゆう〜」

男女共同参画推進委員会が実施している講演会や各種教室の紹介、身近な男女共同に関するコラムなどを載せた情報紙「らいく ゆう〜」を発行しています。



2. 仕事と子育ての両立支援の推進 〈進化プラン〉

父親の子育てに関する講座、父子料理教室等の実施により、父親の子育てや家事への参加を促進するとともに、育児・介護休業制度や再雇用特別措置の周知のための企業向けセミナーを開催するなど、企業・地域・家庭など様々な場面における両立支援を実施していきます。

主な関連事業

- ①父親の育児参加促進
- ②育児・介護休業制度の周知
- ③再雇用特別措置の周知
- ④様々な場面における両立支援

第5節 教育環境の整備

1. 次代の親の育成

中・高生の職場体験学習などを通して保育所等への受け入れ体制を図るほか、児童センターを活用することにより、小学生と赤ちゃんのふれあいの場を設けていきます。

また、子育てに不安や負担を感じている保護者に対し、子育ての相談や情報提供を図るため、子育てサポーターの養成・配置についても検討していきます。

主な関連事業

- ①中・高生の乳幼児ふれあい体験
- ②子育てサポーターの養成・配置

2. 学校教育環境等の整備

小学校の行事に園児や保育者が参加するなど、地域的な交流を進めるとともに、幼稚園・認定こども園*・保育所などにおける幼児期の教育と、小学校における学校教育の連携を深め、一人ひとりに生きる力の育成を目指した学校教育を充実していきます。

また、子どもたちが安心して学ぶことができるように、学校施設の安全対策として防犯カメラを複数台設置し外部からの侵入を抑制しており、今後も必要な整備・充実を図っていきます。

主な関連事業

- ①幼稚園・認定こども園・保育所と小学校との連携

3. 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育オピニオンリーダーなどの、家庭教育支援や子育て支援を実践する人材を育成するとともに、地域と学校を結ぶコーディネーターや学校支援ボランティアを育成します。

また、各学校に設置されている学校評議員の制度や氏家小学校・熟田小学校に設立した学校運営協議会を今後も継続して実施し、地域と学校がともに連携しながら教育に携わっていく体制づくり・地域づくりを行います。

主な関連事業

- ①家庭教育オピニオンリーダーの養成
- ②地域と学校を結ぶコーディネーター・学校支援ボランティアの育成
- ③親子による交流・自然体験学習
- ④学校評議員

第6節 子育てしやすい生活環境の整備

1. 良質な居住環境の確保

子育て世帯を含む市民に対し、市で管理する公営住宅について、転居等により入居可能となった住宅を広報紙等により情報提供を行います。

主な関連事業

- ①公営住宅の情報提供

2. 安心して外出できる環境の整備

歩道整備の際は段差等により障がい者やベビーカー、自転車の通行の妨げにならないよう、また、公共施設整備の際は施設の利用者が快適に利用できるよう、諸基準に照合し、整備を促します。都市公園については、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例の整備基準に適合し、バリアフリー*化された公園が整備されています。

また、交通安全指導員、警察と連携し、交通安全教室を計画的に実施できるよう連携を深めていきます。

主な関連事業

- ①バリアフリー化された歩道
- ②子育てに優しい公共施設の整備
- ③公共施設等のバリアフリー化
- ④交通安全教室

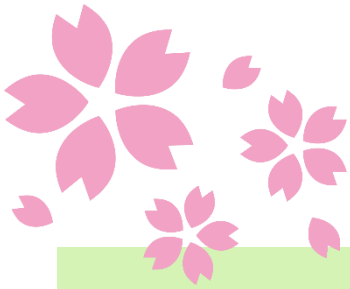
3. 子どもたちの安全の確保

防犯機器の配布や一般家庭や事業所に協力をいただいて実施している「こども110番の家」の設置、通学路の点検などにより、子どもの安全確保に努めるとともに、自主防犯団体のネットワークが構築されるよう、協力、支援を行い、地域の中の防犯活動の促進を図っていきます。

また、各学校において、児童生徒がソーシャルメディアの危険性を学ぶための講演会や研修会を実施するなど、子どもを取り巻く有害環境対策についても推進していきます。

主な関連事業

- ①防犯指導
- ②さくら市通学路交通安全プログラムに基づく通学路の点検・安全確保
- ③防犯機器の配布
- ④子ども110番の家
- ⑤防犯ネットワーク
- ⑥防犯灯整備
- ⑦子どもを取り巻く有害環境対策の推進



第5章 推進体制

第5章 推進体制

第1節 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

計画の実現にあたっては、行政だけで目標とする子育て環境をつくりだすのではなく、さくら市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが求められています。

そのため、家庭をはじめ、保育所や幼稚園等の施設、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

2. 家庭や地域、事業者の役割分担

計画を進めていくにあたって、それぞれの役割分担は次の通りとなります。

家庭の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに基本的な生活習慣を定着させましょう。 ○子どもの自立心を育てましょう。 ○子どもに社会のルールを身につけさせましょう。 ○家庭を大切にし、協力して子育てをしましょう。 ○子どもの成長に応じた接し方をしましょう。 ○子育てを前向きにとらえましょう。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもをあたたく見守りましょう。 ○子どもの居場所をつくりましょう。 ○地域で人のつながりを深めましょう。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てしやすい職場環境をつくりましょう。 ○職場見学や体験学習を受け入れましょう。 ○地域との関わりを深めましょう。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズに適した事業の取組を検討・推進していきます。 ○子どもが健やかに成長し、安心して子育てができる環境を推進していくために、関係者間の緊密な連携・協働に努めます。

3. 情報提供・周知

本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報紙やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

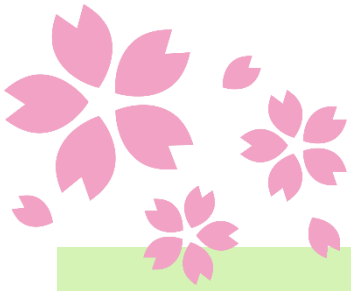
4. 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障がい児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

第2節 計画の評価・検証

本計画が的確に実施されるように管理するとともに、各種サービス等について需要と供給のバランスがとれているかを把握するため、毎年度「子ども・子育て会議*」において計画の進捗状況を審議し、評価するものとします。また、会議において計画と実績の評価をもとに、計画の見直しについての必要性を検討します。

計画の見直しが必要となった場合は、速やかに見直し計画を作成し、各事業の実施を推進することとします。



資料編

資料編

1 さくら市子ども・子育て会議条例・委員名簿

さくら市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日

条例第29号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、さくら市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)

に関し学識経験のある者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者

(4) 子どもの保護者

(5) 公募による市民

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

さくら市子ども・子育て会議委員名簿

令和元年7月12日時点

	氏名	職名	備考
1	小林 行雄	民生児童委員 会長	会長
2	中津原 なおみ	氏家第1地区主任児童委員	
3	吉澤 テル子	氏家第2地区主任児童委員	
4	小嶋 洋子	喜連川地区主任児童委員	
5	小堀 洋人	氏家幼稚園長	
6	石嶋 昇	きつれ川幼稚園長	
7	福田 正明	アップル保育園長	
8	柏木 宏子	第二氏家さくら保育園長	
9	稲澤 典子	わくわく保育園長	
10	岡田 千恵子	ミミーの会	
11	木下 弘子	コンチの会	
12	坂本 好孝	氏家幼稚園 PTA 副会長	
13	佐藤 智明	きつれ川幼稚園 PTA 会長	
14	滝 清登	ふれあい保育園保護者会長	
15	関 美帆	たいよう保育園保護者会長	
16	清水 優子	上松山児童センター内 子育て支援センター利用者の代表	
17	笠谷 恵子	喜連川児童センター内 子育て支援センター利用者の代表	
18	和田 知世	氏家児童センター内 子育て支援センター利用者の代表	
19	高橋 孝旨	公募市民	
20	岩崎 健治	公募市民	
21	田中 耕一	さくら市社会福祉協議会長	
22	木島 治代	学識経験者	
23	小林 かよ子	学識経験者	副会長
24	鈴木 いづみ	さくら市教育委員	

※敬称略

2 第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会設置規程・委員名簿

○第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会設置規程

(設置)

第1条 市長は、さくら市子ども・子育て会議条例（平成25年さくら市条例第29号）第1条のさくら市子ども・子育て会議が所掌するさくら市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、当該策定を補佐するため、第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する専門的な事項の調査及び研究に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、こども政策課長及び別表に掲げる委員をもって組織し、市長が任命する。

- 2 委員会に委員長を置き、こども政策課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、こども政策課長補佐がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員が事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部こども政策課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

別表（第3条関係）

番号	課名	職名	計画と関連する所管事務等
1	総合政策課	政策推進室長	総合計画との整合性等
2	総務課	課長補佐	防災、地域連携等
3	財政課	課長補佐	財政関係、市有施設関係等
4	生活環境課	課長補佐	防犯、交通安全等
5	福祉課	課長補佐	障がい児、自殺対策、共生社会、人権等
6	健康増進課	課長補佐	母子保健、医療、自殺対策、食育等
7	あおぞら保育園	園長	
8	たいよう保育園	園長	
9	わくわく保育園	園長	
10	学校教育課	課長補佐	幼児教育、学校教育等
11	生涯学習課	課長補佐	家庭教育、青少年健全育成等

さくら市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会委員名簿

	課名	職名	氏名	備考
1	総合政策課	政策推進室長	佐藤 康夫	
2	総務課	課長補佐	鈴木 久祥	
3	財政課	課長補佐	大竹 宏委	
4	生活環境課	課長補佐	町田 健二	
5	福祉課	課長補佐	野中 元子	
6	健康増進課	課長補佐	君島 成美	
7	あおぞら保育園	園長	大内 正枝	
8	たいよう保育園	園長	仲根 克典	
9	わくわく保育園	園長	稲澤 典子	
10	学校教育課	課長補佐	加藤 輝久	
11	生涯学習課	課長補佐	竹田 和弘	
12	こども政策課	課長	横塚 一徳	委員長

3 策定経過

年	月 日	内 容
平成 30 年	12 月 23 日 ~ 12 月 28 日	さくら市子育て支援についてのアンケート調査実施 就学前児童:1,500 件配布、753 件回収 (回収率 50.2%) 小学生児童:1,500 件配布、747 件回収 (回収率 49.8%)
	2 月 6 日	平成 30 年度 第 1 回さくら市子ども・子育て会議
平成 31 年	3 月 20 日	第 2 回さくら市子ども・子育て会議
	6 月 19 日	令和元年度 第 1 回さくら市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会
令和元年	7 月 12 日	令和元年度 第 1 回さくら市子ども・子育て会議
	8 月 28 日	第 2 回さくら市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会
	8 月 30 日	第 2 回さくら市子ども・子育て会議
	10 月 28 日	第 3 回さくら市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会
	10 月 31 日	第 3 回さくら市子ども・子育て会議
	令和 2 年	2 月 12 日 ~ 3 月 11 日
3 月 24 日		令和元年度 第 4 回さくら市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会
3 月		令和元年度 第 4 回さくら市子ども・子育て会議(文書表決)

4 該当事業一覧

第1節 地域における子育て・子育ての支援

1. 幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み・提供体制の確保の方策	担当課	
	こども政策課	
2. 地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み・提供体制の確保の方策	担当課	
	こども政策課	
	学校教育課	
	生涯学習課 健康増進課	
3. 地域における子育て支援サービスの充実	担当課	
	①地域開放を実施している幼保連携型認定こども園	こども政策課
	②出前講座（ほのぼのの広場）事業	生涯学習課
	③身近な子育て相談・支援体制の充実	こども政策課 健康増進課 学校教育課 生涯学習課
		こども政策課 福祉課 健康増進課 生涯学習課 学校教育課
	④相談機関へ来づらい方への支援	生涯学習課 こども政策課 健康増進課
	⑤子育てガイドブックの配布	生涯学習課 こども政策課 健康増進課
⑥市民活動支援センター事業	総合政策課	
4. 児童の健全育成	担当課	
	①児童館事業	こども政策課
	②子ども会活動の活性化	生涯学習課
	③地域で子どもを育てる意識高揚	生涯学習課

第2節 援護を必要とする子育て家庭への支援

1. 児童虐待防止対策	担当課
①児童虐待に関する相談体制の充実	こども政策課
②要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）	こども政策課
③子ども家庭総合支援拠点事業	こども政策課
2. 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減	担当課
（1）乳児家庭全戸訪問事業	健康増進課
（2）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業	こども政策課 健康増進課
3. ひとり親家庭等の自立支援	担当課
①ひとり親家庭等に対する相談体制の整備	こども政策課
4. 障がい児施策の充実	担当課
①障害児保育事業	こども政策課
②放課後児童クラブ（学童保育）における障がい児の受け入れ	こども政策課 福祉課
③障がい児の通所支援等	福祉課
④障がいに関する相談体制の充実	健康増進課
⑤新生児聴覚検査助成事業	健康増進課
⑥軽度障害児保育事業	こども政策課
5. 外国籍の家庭や外国につながる子どもへの支援	担当課
①外国人生活情報ガイドブックの配布	総合政策課
②外国語母子手帳の交付	健康増進課
③日本語教室の実施	総合政策課
④小・中学校における外国語支援員の配置	学校教育課
⑤外国語による情報提供	各課

第3節 母子保健対策の充実

1. 妊娠・出産の安全性と快適さの確保	担当課
(1) 妊娠・出産に関する支援	
①母子手帳交付時の面接と相談体制の充実	健康増進課
②特定妊婦などの把握と支援の充実	健康増進課
③ママパパ学級の実施	健康増進課
④妊産婦医療費助成の実施	こども政策課 健康増進課
⑤妊娠・出産包括支援事業	健康増進課
(2) 妊婦健康診査	健康増進課
(3) 不妊治療対応	
①不妊治療費助成事業（特定不妊治療・人工受精）	健康増進課
2. 安心した育児と子どもの健やかな成長を支える	担当課
(1) 産婦健康診査・乳幼児健康診査・相談等	
①産婦健康診査	健康増進課
②乳児健診（股関節脱臼検診・4か月児健診・10か月児健診）	健康増進課
③幼児健診（1歳6か月児健診・3歳6か月児健診）	健康増進課
④乳幼児歯科健診（2歳6か月児歯科健診・5歳6か月児歯科健診）	健康増進課
⑤乳幼児健診未受診者対策	健康増進課
⑥すこやか二次相談	健康増進課
⑦要精密検査児への医療費助成	こども政策課
⑧育児・栄養相談指導の充実（乳幼児相談・すくすく計測・赤ちゃんふれあい教室・あかちゃんキッチン）	健康増進課
(2) 育てにくさ解消の支援	
①訪問指導（新生児・低体重児・未熟児、乳幼児）	健康増進課
②親子支援教室	健康増進課
③就学支援教室	健康増進課
④発達相談・ことばの相談	健康増進課
(3) 予防接種実施の推進	
①情報の周知徹底（健診時の個別案内・乳児全戸訪問での予診票配布・予防接種および子どもの健康カレンダーの配布・広報およびホームページへの掲載）	健康増進課
②予防接種未接種者対策	健康増進課
③任意予防接種費用の助成	健康増進課

3. 食育の推進	担当課
①乳幼児健診・相談における栄養指導	健康増進課
②あかちゃんキッチン（離乳食教室）	健康増進課
③栄養相談	健康増進課
④訪問栄養指導	健康増進課
⑤保育所・幼稚園・認定こども園・学校との連携	健康増進課 学校教育課 こども政策課
⑥食生活に関する知識の普及啓発	健康増進課 農政課

4. 思春期保健対策の充実	担当課
①学校との連携	健康増進課
②関係機関とのネットワークづくり	健康増進課
③思春期相談・教育	学校教育課 健康増進課

5. 周産期・小児医療・小児在宅医療の充実	担当課
①日曜祝日当番医事業、塩谷地区おとな・こども夜間診療室の周知徹底を図る	健康増進課
②とちぎ子ども救急電話相談カードの配付	健康増進課
③適正受診についての広報	健康増進課
④子ども医療費助成の実施	こども政策課 健康増進課

第4節 職業生活と家庭生活との両立推進

1. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための働き方の見直し	担当課
①企業・労働者への意識啓発	こども政策課 総合政策課 商工観光課
②市民への意識啓発	こども政策課 生涯学習課 商工観光課 総合政策課

2. 仕事と子育ての両立支援の推進	担当課
①父親の育児参加促進	生涯学習課 総合政策課 こども政策課 健康増進課
②育児・介護休業制度の周知	商工観光課 こども政策課 生涯学習課
③再雇用特別措置の周知	商工観光課 こども政策課 総務課
④様々な場面における両立支援	総合政策課 生涯学習課 総務課 健康増進課 商工観光課 こども政策課

第5節 教育環境の整備

1. 次代の親の育成		担当課
①中・高生の乳幼児ふれあい体験		生涯学習課 健康増進課 こども政策課 学校教育課
②子育てサポーターの養成・配置		こども政策課 健康増進課 生涯学習課
2. 学校教育環境等の整備		担当課
①幼稚園・認定こども園・保育所と小学校との連携		こども政策課 学校教育課
3. 家庭や地域の教育力の向上		担当課
①家庭教育オピニオンリーダーの養成		生涯学習課
②地域と学校を結ぶコーディネーター・学校支援ボランティアの育成		生涯学習課
③親子による交流・自然体験学習		学校教育課 生涯学習課 総合政策課 農政課
④学校評議員		学校教育課

第6節 子育てしやすい生活環境の整備

1. 良質な居住環境の確保	担当課
①公営住宅の情報提供	建設課
2. 安心して外出できる環境の整備	担当課
①バリアフリー化された歩道	建設課 都市整備課
②子育てに優しい公共施設の整備	各課
③公共施設等のバリアフリー化	各課
④交通安全教室	生活環境課
3. 子どもたちの安全の確保	担当課
①防犯指導	生活環境課
②さくら市通学路交通安全プログラムに基づく通学路の点検・安全確保	建設課 生活環境課 学校教育課
③防犯機器の配布	生活環境課 学校教育課
④こども110番の家	生涯学習課
⑤防犯ネットワーク	生活環境課 学校教育課
⑥防犯灯整備	生活環境課
⑦子どもを取り巻く有害環境対策の推進	学校教育課 生涯学習課

【母子保健計画について】

母子保健計画は、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、妊娠、出産、その他子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や、効果的な母子保健対策の推進に資するものです。

平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知を受け「健やか親子21（第2次）」で示される課題や指標を基本とした、母子保健活動指針を別途策定するものです。

第4章 基本施策の展開内の母子保健計画該当項目

○第1節 3:地域における子育て支援サービスの充実

○第2節

- 1:児童虐待防止対策
- 2:子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減
- 3:ひとり親家庭等の自立支援
- 4:障がい児施策の充実

○第3節

- 1:妊娠・出産の安全性と快適さの確保
- 2:安心した育児と子どもの健やかな成長を支える
- 3:食育の推進
- 4:思春期保健対策の充実
- 5:周産期・小児医療・小児在宅医療の充実

○第4節 2:仕事と子育ての両立支援の推進

○第5節 1:次代の親の育成

5 用語解説

あ行

M字カーブ(P14)

女性の年齢別就業率をみると、結婚出産期にあたる20歳代後半から30歳代にかけて一時低下し、その後上昇し、グラフを描くとM字のカーブになることからこう呼ばれている。

か行

核家族(P2、33、61)

一組の夫婦と未婚の子ども、夫婦のみ、父親または母親と未婚の子ども、のいずれかからなる家族構成のこと。

企業主導型(P41)

施設名称は企業主導型保育施設。子ども・子育て拠出金を負担している企業等が設置する従業員のための保育施設。地域枠を設定することで、従業員以外の子どもも受け入れができる。

教育・保育施設(P36、43、48)

幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業（小規模保育等）のこと。
（特定教育・保育施設：上記の内、幼稚園・認定こども園・保育所）

合計特殊出生率(P11)

「一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの」で、出生率計算の際の分母の人口数を、出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢の出生率を足し合わせて計算したもの。

子育て世代包括支援センター(P43)

妊婦及び出産後の母子並びにその家族を対象に、保健師や助産師が妊娠・出産・育児に関する相談や関係機関との連絡調整などを行う拠点のこと。

子ども・子育て会議(P4、50、51、71)

子ども・子育て支援法により区市町村への設置が規定されたことから、条例に基づいて設置された附属機関。学識経験のある者や子どもの保護者、関係団体等から構成され、子ども・子育て支援事業計画や子ども・子育てに関する総合的な推進などに関して参画・関与する。

婚姻率・離婚率(P13)

人口千人に対する婚姻（離婚）件数の割合で、各年 10 月 1 日現在の人口に対する年間の婚姻（離婚）件数の割合を表したものの。

さ行

次世代育成支援対策推進法(P2、3)

平成 15 年 7 月公布・施行。急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした法律。

施設型給付(P38)

幼稚園・認定こども園・保育所に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。

小1の壁(P50)

両親共働きの家庭などにおいて、保育所に通わせている際は夜間まで延長保育があったのに対して、小学校に上がると、子どもたちを預かる放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）では、延長保育がないか、あっても時間が短いために、主に母親が子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になること。

小規模保育(P38、41)

小規模な施設で、6～19 人までの保育を実施する事業。職員の配置基準等により、次の 3 類型がある。

A 型	定員 6～19 人 保育士はすべて有資格者
B 型	定員 6～19 人 保育士は 1 / 2 以上が有資格者
C 型	定員 6～10 人 家庭的保育者が保育

食育(P35、62)

知育、徳育、体育の基礎となる言葉で、国民一人ひとりが「食」についての知識と食を正しく選択できる力を身につけ、実践できるようになること、またその学習や体験を通じて豊かな人間性を育むことを指す。

ソーシャルワーク(P55)

地域社会での課題を解決し、よりよい社会を実現するために、制度や仕組みを変えていこう、整えていこうとする取組。

た行

待機児童(P40)

保育所入所要件を満たしており、入所申込書が提出されているが、保育所に入所していない児童のこと。(他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している児童などを除く。)

地域型保育(P17、38、39、41、53)

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

特定教育・保育施設(P41)

幼稚園・認定こども園・保育所のこと。

特定妊婦(P56、59)

出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。具体的には、1若年、2経済的問題、3妊娠葛藤、4母子健康手帳未発行・妊娠後期の妊娠届、5妊婦健康診査未受診等、6多胎、7妊婦の心身の不調などの場合がある。

トワイライトステイ(P47)

保護者が疾病・出産・就労その他の理由により平日の夜間や土曜・日曜日及び祝日に不在となり、小学生の子どもを養育が困難となった場合に、施設において、生後6か月から18歳までの子どもを預かり、支援を行う事業。

な行

認定こども園(P16、17、32、36、39、40、41、42、44、65)

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行える機能を備え、認定基準を満たし知事から認定を受けた施設。

認定こども園は次の4つの型に分類される。

- ①幼保連携型：幼稚園的機能と保育所的機能の両方をあわせ持つ単一の施設。
- ②幼稚園型：幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えた施設。
- ③保育所型：保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えた施設。
- ④地方裁量型：幼稚園・保育所いずれもない地域の教育・保育施設。

は行

発達障がい(P57、61)

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

バリアフリー(P67)

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

や行

幼児教育・保育の無償化(P2、29、52)

令和元年10月から開始となった、幼稚園・認定こども園・保育所などを利用する3歳から5歳までの児童、2歳以下の住民税非課税世帯の児童についての利用料を無償化する制度。

わ行

ワーク・ライフ・バランス(P29、33、35、64)

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

6 子育て関連施設マップ ※平成31年4月時点

○教育・保育施設

公立保育所

- ①あおぞら保育園 ②たいよう保育園 ③わくわく保育園

私立保育所

- ④アップル保育園 ⑤ふれあい保育園 ⑥氏家保育園

- ⑦氏家さくら保育園 ⑧第二氏家さくら保育園

- ⑨こどもの森 YOU 保育園 (R2 開園予定)

認定こども園

- ⑩きつれ川幼稚園 ⑪氏家幼稚園 (R2 幼稚園から移行予定)

小規模保育事業所

- ⑫つくし保育園 ⑬ちびっこランドさくら園

- ⑭ゆうゆうランドさくら園



第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行 さくら市

編集 さくら市 こども政策課

〒329-1392 栃木県さくら市氏家2771番地

TEL : 028-681-1125

